

令和8年3月定例会  
政策総務常任委員会会議録

招 集 月 日	令和8年3月9日（月）
会 議 場 所	市役所 5階 議場
開 会 日 時	令和8年3月9日（月） 午前 9時01分
散 会 日 時	令和8年3月9日（月） 午後 3時20分
委 員 長	川 崎 葉 子
委員会出席委員	
委 員 長	川 崎 葉 子
副 委 員 長	坂 本 国 広
委 員	金澤孝太郎 金子雄一 矢島洋文 小泉晋史
委員会欠席委員	
議 長	
委 員 外 議 員	
傍 聴 者	

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第16号	鴻巣市新型コロナウイルス感染症対策基金条例を廃止する条例	原案可決
第17号	鴻巣市行政手続条例の一部を改正する条例	原案可決
第18号	鴻巣市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	原案可決
第24号	令和7年度鴻巣市一般会計補正予算（第10号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第30号	令和8年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分	原案可決

委員会執行部出席者

(市長政策室)

市長政策室長 藤崎 秀也

市長政策室副室長 小川 裕子

市長政策室長参事兼

秘書課長 中山 浩一

総合政策課長 吉野 智和

(総務部)

総務部長 関根 正

総務部副部長 中根 哲

総務部参事兼

契約検査課長 小倉 英樹

総務部参事兼

やさしさ支援課長 高橋 和久

総務課長 遠藤 美穂

職員課長 小林 健介

ICT推進課長 松本 康治

(財務部)

財務部長 鈴木 誠司

財務部副部長 原口 佳之

財務部参事兼

財政課長 富田 真久

資産管理課長 秋元 宏康

税務課長 野口 豊和

収税対策課長 川又 敦子

資産管理課副参事 山岸 晃

会計管理者 矢澤 欣子

参事兼会計課長 佐々木 志万子

監査委員事務局長 服部 和代

吹上支所長 戸ヶ崎 徹

川里支所長 山縣 一公

書記 國島 清文

書記 大谷 直樹

(開会 午前9時01分)

(委員長) ただいまから政策総務常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。矢島洋文委員と小泉晋史委員をお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第16号 鴻巣市新型コロナウイルス感染症対策基金条例を廃止する条例、議案第17号 鴻巣市行政手続条例の一部を改正する条例、議案第18号 鴻巣市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例、議案第24号 令和7年度鴻巣市一般会計補正予算(第10号)のうち本委員会に付託された部分、議案第30号 令和8年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分の議案5件であります。

これを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案について、議案番号順に執行部から説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。

なお、議案第30号の一般会計予算については、歳入と歳出は別々に執行部から説明を受けた後、質疑を行い、その後、討論、採決の方法で進めたいと思います。

また、質疑については、内容をよく整理していただき、補正予算、予算については予算書のページ数と事業名等を先に述べてから質疑をしていただくようお願いいたします。

委員の皆様には、円滑な議事の進行についてご協力をいただきますよう、よろしく申し上げます。

この方法でご異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

なお、議案に直接関係のない部課長の退席を認めます。

初めに、議案第16号 鴻巣市新型コロナウイルス感染症対策基金条例を廃止する条例について、執行部の説明を求めます。

(総合政策課長) おはようございます。それでは、議案第16号 鴻巣市新型コロナウイルス感染症対策基金条例を廃止する条例についてご説明いたします。

これは、新型コロナウイルス感染症の位置づけが令和5年5月に5類感染症へ移行してから約2年が経過し、本基金の設置目的である感染症に関する予防対策や市民生活の支援、地域経済対策等の事業につきましても、事業への本基金の活用が令和6年度をもって完了し、本基金の残高がゼロ円となり、令和7年9月定例会において令和6年度決算を認定いただきましたことから、本基金を廃止するものでございます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(矢島) 議案第16号について質疑を行います。

初めに、条例を廃止するという事で、そもそもこの基金条例が目指したもの、何を指してこの条例をまず制定したのか、この基金に何を求めたのか、まずその件について伺います。

(総合政策課長) それでは、お答えをいたします。

こちらの基金条例につきましては、令和2年6月に施行としております。この当時ですけれども、世界的に新型コロナウイルス感染症が拡大している中、本市におきましても影響が長期化するということを想定いたしまして、継続的な感染防止対策、市民生活の支援、地域経済対策、この3つを総合的に推進することが求められていたと考えております。これらの取組を進めるために経費が必要となりますけれども、こちらの財源として充当するために、この基金は設置したものでございます。以上です。

(矢島) それでは、大きな目的は分かりました。

それでは、具体的にどのように活用したのか、具体的な例を挙げながら説明をお願いします。

(総合政策課長) 実際の活用事例ということで、こちらの基金につきましては、令和2年から令和6年度まで、基金を充当して事業をさせてい

ただいております。主な活用事業、先ほどの3つの目的ごとに申し上げますと、予防対策といたしましては、公共施設へのサーマルカメラやパーティション、セミセルフレジ等を整備するために使っております。次に、市民生活の支援に関しては、水道基本料金の免除等に使っております。

3点目、地域経済対策につきましては、このすぐるメプラス応援、こちらの事業に財源を充当しております。

以上でございます。

(矢島) では、この条例を廃止するに、この廃止の決断をした基準について、またその理由について伺いたいのですが、5類に移行してから2年という、なぜ2年だったのかも含めて、この条例を廃止すると決断した、少しずつ手続は進んではいましたけれども、この基準、理由について伺います。

(総合政策課長) お答えいたします。

新型コロナウイルス感染症ですけれども、皆様ご承知のとおり、令和5年5月に5類の感染症へと移行しております。その後2年が経過しておりますわけですけれども、令和6年度にこちらの基金を活用した事業、最後充当してこちらの事業が終了し、基金の残高も現在ゼロ円となっております。その後、積立て、繰入れ等は当然行っていないのですけれども、その6年度決算につきまして、令和7年9月議会で認定をいただきました。こういった経緯も含めまして、本定例会において廃止条例を提出させていただいたものでございます。

以上でございます。

(矢島) 先ほども少し申し上げたのですけれども、少しずつ条例廃止に向けていろんな手続が進んできたということですが、残高がゼロになったからというのは、残高をゼロにして条例を廃止するという方向性ではなかったのかなと思うので、もう少し具体的に、こういう根拠で、こういう理由で鴻巣市のほうはこの条例を廃止するのだという明確なものがあったらお聞かせください。

(総合政策課長) こちらにつきましては、新型コロナウイルスを要因と

した予防対策、市民生活の支援、地域経済の対策の各種事業がおおむね終了し、事業としましては、新型コロナウイルス感染症の予防接種事業自体は残っておりますけれども、そちら以外はおおむね完了し、通常の感染症と同様の基準という形で位置づけが変わってございます。そういったところが基準となりまして廃止とさせていただいたものでございます。

以上です。

(矢島) では、最後なのですけれども、廃止するに当たって、この基金を設置して鴻巣市にどういう成果が上がったのか、どういう成果を得たのか、具体的にお聞かせください。

(総合政策課長) お答えいたします。

こちらの基金ですけれども、3つの目的、感染防止の対策、市民生活支援、地域経済対策、こういったことに要する経費ということで活用を予定してございました。この感染が拡大する中で、これら3つの目的に沿った事業を展開する中で、本基金の財源の裏づけになっていたと思っております。少し数字的なところを申し上げますと、令和2年度から令和6年度までの間に延べ41事業、事業費としては約2億6,000万円をこちらの基金から繰入れをしております。こちらのコロナ対策事業につきましては、国からの交付金もございましたので、そちらも活用しておったのですけれども、より対策が必要な場合の上乗せや緊急性があったもの、こういったものにつきましては、こちらの基金を充当する形で事業を実施しております。この基金があったことによりまして、国の交付金の不足分を補う、また迅速に予算化、事業化、こういったものができたものと考えております。

以上でございます。

(金澤) それでは、議案第16号ですか、鴻巣市新型コロナウイルス感染症対策基金条例を廃止する条例について、4点質問させていただきます。ご説明で、2023年の5月8日から感染症法の位置づけで5類感染症への移行に伴って、これまでの法的根拠に基づく対策は不要となったという形で、基金条例を廃止するというご説明でした。その中で、まず1つは、

廃止時の基金残高が幾らなのか、それとその財源はどのように今後処理されるのか、まずそこからお聞かせください。

（総合政策課長）お答えいたします。

こちらにつきましては、基金の残高、令和6年度事業に充当させていただきまして、ゼロ円という形になってございます。現在も繰入れ等、積立て等やっておりますので、今現在もゼロ円となっております、こちら廃止ということで議決いただいても特に一般会計等への繰入れ等はなく、このまま廃止という形で予定してございます。

以上です。

（金澤）会計处理的には影響はないというお話でございましたが、次に5類感染症の移行後、変更後のコロナウイルス感染症に対する基本的な感染対策の考え方、これ政策総務で答弁できるかどうか分からないのだけれども、分かる範囲で結構です。

（総合政策課長）お答えいたします。

今現在、いわゆる通常の風邪等と同じ位置づけとなっております。こちらにつきましては、いわゆる手洗い、うがいや、換気、密の回避、また発熱したとき等は病院に行くと、そういったことを市のほうでも市民の方には周知をさせていただいているところでございます。

以上です。

（金澤）そうしますと、通常のほかの感染症と同じような対策を取るといって変わってきたという形で解釈していいのですか。

（総合政策課長）委員ご質問のとおり、通常の感染症と同様の対応を市民の方にはお願いしている状況でございます。

以上です。

（金澤）次に、変更後の業種別ガイドライン、これが廃止による留意事項、この辺はどのような事項があるのか分かりますか。

（総合政策課長）事業者向けのガイドラインということだと承知しておりますけれども、こちらにつきましても、5類の移行に伴いまして廃止となったというふうに伺っております。こちらにつきましても、事業者向けにつきましても、一般の感染症対策と同様に対応をお願いしていると

いうことで聞いております。

以上です。

(金澤) では、私のほうは最後です。

この基金の条例廃止後の本市の医療体制への影響というのはどのように捉えられているのか、分かる範囲で結構です。

(総合政策課長) 廃止後の今後の体制ということでございますけれども、先ほど少しご紹介いたしました、市として全てのコロナ対策事業がなくなるというわけではございませんで、新型コロナの予防接種事業等にも今回1月の臨時会にて物価高騰対策の交付金を活用した形でのご提案させていただきましたけれども、そういった形で引き続き地域の医療に貢献できるように、市としても取組を進めていく考えでございます。

以上です。

(金子) 確認も含めまして、ちょっと質問いたします。

今回の議案第16号ということで、新型コロナウイルス感染症対策基金条例ということでございますけれども、これについて、公布の日から施行するということであるのかなということで附則に書いてございますけれども、時期を特定することはないということでございますけれども、この廃止に至る時期的な妥当性というか、今までそれが5類に変更してということで、国の動きとかいろいろあったのかとは思っておりますけれども、この時期の妥当性ということで考えると、どのように考えているのか、お伺いいたします。

(総合政策課長) 廃止の時期の妥当性ということでございますけれども、今回の私どもが基金条例を廃止するという判断のところと同じ考え方にはなってくるのですが、やはり5類の感染症に国のほうがこの新型コロナウイルス感染症を変えたというところがまず1点。その後、そちらの各種事業は、市のほうでもおおむね事業のほうは進んで終了したと。また、基金の残高のほうも6年度の繰入れによってゼロ円という形で、ほかの、その後のいわゆるコロナの感染症対策につきましても、ほかの感染症と同様の対策を市民の方にお願ひするというようなことを鑑みますと、時期としても妥当だったのかなというふうに考えております。

以上です。

(金子) 分かりました。

それで、まずないとは思うのですけれども、またこの新型コロナ、5類になりましたけれども、万が一、医療の関係で、やはりこれは感染症、特定の感染症というか、5類ではないということで、戻るということではないと思うのですけれども、そういうときにはまた同じような形で体制を組むという考えでいるのかどうかお伺いいたします。

(総合政策課長) 今後、新型コロナウイルス、またこれと類するようなというようなお話かと思えますけれども、そのときにつきましては、そのときの、この新型コロナの基金をやったときも、影響が長期化するということを少し想定した中でこの基金を設置しております。そういったところから、事案がどのような事案なのかというのを慎重に見極めながら、必要に応じてこういった基金等の対応を考えてまいりたいと思っております。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第16号 鴻巣市新型コロナウイルス感染症対策基金条例を廃止する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号 鴻巣市行政手続条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(総務課長) それでは、本委員会に付託され、ご審議いただきます議案第17号 鴻巣市行政手続条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

新旧対照表を基に説明させていただきますので、お手数ですが、新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。これは、行政手続法の改正を踏まえ、本市の条例や規則に基づき不利益処分を行うに当たり、事前に実施する聴聞及び弁明の機会の付与の通知について、公示送達によって行う方法を見直すものです。

主な改正内容ですが、初めに第15条第3項の改正及び第15条に新たに第4項を追加する改正については、聴聞の通知を公示送達によって行う場合の方法として、不特定多数の者が閲覧することができるよう、市のホームページに公示事項を掲載する方法に加え、市役所前の掲示場に掲示する方法、または市の事務所に設置したパソコン等の画面に表示する方法により行うことを可能とするものです。

次に、第29条の改正ですが、第29条では、弁明の機会の付与の手続に関し、聴聞の手続を準用する旨を規定しておりますが、準用元となる第15条第3項及び第16条が改正されたため、準用規定を整理するものです。

施行日については、行政手続法の改正と同日の令和8年5月21日としております。また、改正後の規定は施行日以後の通知から適用することとしております。

議案第17号の説明については以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありますか。

(金澤) それでは、議案第17号 鴻巣市行政手続条例の一部を改正する条例について、3点質問させていただきます。

これは、国の行政手続法とかデジタル手続法に改正があって、その辺の

見直しがあったというふうに私は解釈しているのですが、行政手続における不利益処分の公示送達、これをインターネットを利用して閲覧できるようにする改正ですよという形の中で、処分公示事項がインターネットを利用することによって不特定多数の者に閲覧できるという措置という形になるわけですが、まず開始の時期、これを条例見ると令和8年5月1日以降となっているのだけれども、これはこれでいいのですか。

（総務課長）開始時期については、令和8年5月21日以降に行う聴聞及び弁明の機会の付与の通知から適用となります。

（金澤）なぜ5月の21日になるのか、そこだけ。

（総務課長）行政手続法の施行日と合わせております。

（金澤）あと、公示送達がSNS、インターネット等で公表内容の閲覧ができるというところなのですが、これは誰でも見られるという解釈でいいのかな。制限があるのか。

（総務課長）公示送達については、市のホームページで行うことを予定しておりますので、その点では誰でも見られるということになっております。

（金澤）すると、市のホームページで閲覧できますよということは、市のほうでそれを調整するということはできる。それはできない。もう決められたことだから、必ず公示するという形になるのですか。

（総務課長）そのように考えております。

（金澤）あと、不利益処分前の通知方法の変更で、現行の制度と改正後の通知方法がどういうふうになるのか、その辺ちょっとお聞かせください。

（総務課長）聴聞及び弁明の機会の付与の意見陳述の手続の通知について、相手方の所在が判明していない場合などに行うこととなりますが、現行制度では市役所前の掲示場に書面掲示のみで行っておりますが、改正後については、市役所前の掲示場に書面掲示をするほか、市のホームページにも掲載する方法に変更となります。

以上です。

（金澤）すると、閲覧によりまして個人情報の不特定多数の人の目に触

れてしまうわけだよね。そうした場合に不利益とかリスクというものが発生するのかなといった場合に、どのように市のほうは考えているのか、そこをお聞かせください。

（総務課長）委員ご指摘のとおり、リスク等があるというふうに市のほうでも考えております。そのため、相手方のプライバシーに配慮する必要があると考えておりますので、ホームページに掲載する際には、法令で定められた必要最低限の情報及び公示期間とすること、また国の基準に基づき、検索エンジンなどで一律に相手方の情報が検索されないように、文字情報ではなく書面を画像化して掲載すること及びウェブサイトにおける禁止事項等を記載する措置を取る予定でおります。

以上です。

（金澤）あと、インターネット等で市民の皆さんが見られるということなのだけれども、今までの掲示場所云々というのは見直しを図るのか、従来どおりのままにしておくのか、その辺ちょっとお聞かせ願えますか。

（総務課長）現状では、今までどおりと考えております。

以上です。

（金澤）勉強不足で申し訳ないのだけれども、掲示場所というのは、市の場合何点ぐらいある。何か所あるの。

（総務課長）市の場合は、市役所の本庁舎前の1か所にございます。

（金澤）これ1か所というのは決められているのか、市民に聞くと、インターネット等でも見られるようにするのであれば、吹上とか川里の支所とかそういうところにも掲示していいのではないかなというあれはあるのだけれども、取決めがあるのですか、この掲示する場所のあれというのは。

（総務課長）市の掲示場のほうは、市の公告式条例というもので決まっておりますして、そちらが1か所というところで、市役所前の本庁舎と定めております。

以上です。

（矢島）では、議案第17号について質疑を行います。

令和7年6月定例会において税条例の改正が行われたと思うのですけれ

ども、その中でも公示の電子化が追加されたと記憶しています。今回の手続条例においても同様に公示の電子化が追加されていますが、今回の手続条例の改正、手続条例ですから、様々な行政上の手続があるわけですが、今回改正する条例をもって税条例そのものも包括して適用できないのか伺います。要は、手続条例と税条例というのは全く独立しているものなのか、この2つの条例の関係性、もしくは地方税法と手続法の2つの法律の関係性について伺いたいですけれども、何が言いたいのかというと、手続法の特別法的に地方税法というのがあるというふうな考えには立たないのか、どうしてこの2つが同じような改正を行わなくてはいけないのかというところが甚だ疑問なのです。この2つの法律、2つの条例の関係性について、どうして別々に改正をしなければならないのか伺います。

(総務課長) まず、行政手続条例については、市の条例、規則に基づき行う許認可等の処分、届出に係る共通ルールを定めるものとなっております。税条例につきましては、市税の税目や税率、賦課徴収等について定めているもので、その目的が異なっております。行政手続条例においては、ほかの条例に特別の定めがある場合は、その定めによることによる規定をしておりますので、税条例でも公示送達について個別に定めがありますけれども、税における公示送達については税条例が適用されるということで、別個のものと考えております。

以上です。

(矢島) 別個なものというのを分かりました。ただ、先行して行った税条例に関しては、施行日が未定のまま条例案を提出されたと思うのです。施行日が未定のまま。多分、私の記憶では、まだ税条例のほうの施行日というのは決まっていないと思うのです。いまだ先行して改正された地方税法の施行日が改正されていない、税条例における施行日が未定のままという状況になっている理由、別個のものだということですので、特別な理由、なぜ今回の手続条例は施行日が明記されているのか、単純に疑問が湧くと思うのです。ここの差、どうして片や施行日が未定なのか、どうして片やはっきりとしているのか、この理由について伺います。

（総務課長） 税条例の施行日については、根拠法令である地方税法等の一部を改正する法律の施行日を定める政令が現時点でも公布されていないため、未定となっております。行政手続条例につきましては、行政手続法に倣って定めておりますが、行政手続法の改正内容である公示の方法を定める総務省令及び施行日を定める政令が既に公布をされております。その施行日が令和8年5月21日と確定しております。そのため、本手続条例については施行日を明記しているものとなります。

以上です。

（矢島） そうなのです。回答としては法がという話になってしまうのですけれども、ここで質疑、議論していることというのは条例なので、条例の見地から、どうして、では税条例のほうは施行日が未定なの、手続条例のほうははっきりしているのというのは、税条例を所管している自治体としてのやっぱり根拠というのは持っていなければいけないのかなとは思いますが。法律がそうになっているからというのは甚だ理由にはならないといつも私は言っているのですけれども、ただなかなかその部分については難しいと思うので、今後においても、市の条例を改正するのだから、市の見解というのは持っていなければいけないというふうに思います。その上で、令和7年6月定例会で税条例の改正があったわけですが、そのときの委員会での質疑、私はしませんでしたけれども、議案調査の中でこの件については担当部署と議論をさせていただきました。言うまでもなく、公示送達制度というのは、今さら言うまでもないでしょうけれども、例えば相手方に通知が届かないとか、住所等が不明だという場合に、公示を行って相手方にその通知等々が届いたとみなす、そういう規定ですので、甚だ重要な規定です。この規定がないと行政手続上いろいろなものが進行していかないというのはよく分かるのですけれども、先ほども言いましたように、法律、例えば公示、この制度を採用している法律を一括して改正することはできないのか。非常に一つ一つやっていくのでは不効率だと私は思うのです。例えば過去に関係法の改正に伴って条例が一括して改正された経緯があったのか、なかったのか、あった場合についてはどういうものがあったのかお聞かせください。

(総務課長) 過去の例を挙げさせていただきますと、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例というものを令和7年3月議会のときに議決をしていただいた例がございます。

以上です。

(矢島) では、最後なのですけれども、先ほど言いましたように、公示に関する制度を採用しているものというのは各法律にたくさんあると思うのですけれども、今後想定できる公示送達の電子化に関する条例の改正というのは、どのようなものが想定されるのか、分かる範囲でこういう条例が想定されますというのを伺います。

(総務課長) 公示送達の電子化についての本市の条例については、ほかに改正する必要があるものはないとは考えております。ただし、市が行う公示送達のうち、法令の定めによるものや、また公示送達と類似しております特定の情報を不特定多数の者に周知するという公示に当たるものについては、今後、国の電子化の制度整備に合わせまして改正が必要になってくるものもあると考えておりますので、引き続き注視をしていきたいと考えております。

以上です。

(金子) ちょっと細かいのですけれども、ちょっと確認も含めて質問いたします。

議案第17号ですけれども、この中の改正する条例の中で改めるところ、第13条の第1項の「剥奪」、それと25条の「鑑み」ということで、これを平仮名を今度は漢字ということ、この当時これなぜ変更するのかと。それと、この当時はこれでよかったのに変更すると、今回なるわけですが、何か難しい字ということで見ますと、元のままでもよいのかなとも思うのですけれども、これはもう、いろんな文書規程とかそういうもので変えざるを得ないということになっているのか、ちょっとそこところをお伺いいたします。

(総務課長) こちら、委員のおっしゃった部分につきましては、常用漢字に見直しをするというものになっております。

以上です。

(金子) そうしますと、その当時の常用漢字が変わったからということ、変わったので常用漢字に変えるということによろしいのかということ、でちょっとお伺いいたします。

(総務課長) そのような考えでおります。  
以上です。

(金澤) 私質問したけれども、追加の質問していいですか。

(委員長) どうぞ。

(金澤) それでは、追加の質問を1つさせてください。

いわゆる行政手続の中で公示送達がインターネットを利用して閲覧できるという今回改正ですよという形で、これには国の行政手続法とデジタル手続法というのがある、それに付随した形で改正が起きていると。デジタル社会形成基本法の一部の改正というふうに解釈しているので、先ほど矢島委員のほうから行政手続法についてはお話がありました。私のほうはデジタル手続法の件なのですが、行政事務上でデジタル技術やAIの活用が今後広がってきています。現在、国においても、行政手続においてデジタル技術を活用することの情報通信技術を活用した行政の推進を図りなさいという法律が今できているのだけれども、本市の場合は、その法律というか、推進に対してどの程度推進をしているのか、分かる範囲でいいのですが、お聞かせ願えますか。

(総務課長) デジタル化の流れにつきましては、デジタル社会のデジタル規制改革推進法というもののなかで記録媒体による申請等のオンライン化ということで、今までフロッピーディスク等の記録媒体によるものを電磁的記録媒体のほうに替えるとかということでしたりとか、あと書面掲示の件ですと、事業所等での規則というか、理念というか、そういったものの書面の掲示をインターネットからも見られるようにするとかということがあると思うのですが、そちらのほうに関しては、例えば介護保険の条例でしたり、そういったところで個別に過去改正をさせていただいているところになります。公示送達の部分について、今回、行政手続条例でありましたり、税条例のほうで改正をさせていただいているものになります。

以上です。

(金澤) 今ご説明を受けましたけれども、そうすると情報通信技術を活用した行政の推進というところでは、国が示したものに対して、本市はもう大体半分ぐらいは達成しているのですか。

(総務課長) 申し訳ございません。全てを把握が、申し訳ございません、ちょっとできておりませんで、半分ですとか、どの辺りまでということをご今正確に申し上げることができません。申し訳ございません。

(金澤) 国が示した情報通信技術の行政の並びですから、项目的に幾つかあると思うので、それを進捗管理するような形でしておいたほうが全体的な見通しが図れるのかなということであるので、その辺はいかがですか。

(総務課長) 今後調査して考えてまいりたいと思っております。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時43分)



(開議 午前9時44分)

(副委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(川崎) それでは、お聞きしたいのですけれども、不利益処分には様々な種類があるかと思いますが、これまで相手方の住所等の不明で処分が滞ったという事例がどの程度あったのか分かりますか。

(総務課長) 過去5年間となりますけれども、公示送達ではなくて聴聞というものが1件、弁明の機会の付与というのは4件ございましたが、それぞれ相手方が判明しているものになりましたので、公示送達は行われていないものになっております。

以上です。

(川崎) そうしますと、この条例の改正によって、これから公示送達の準備が整うと。ただ、過去には本市においては、過去5年間でありませけれども、そうした例はないということだったと思うのですけれども、

そうしますとその聴聞に至るまでとか弁明に至るまで、住所地、あるいは相手方の反応があるまで郵送でやり取りということが何回かあったかと思うのですけれども、そのような郵送とかのやり取りもなかったということですか。要するに相手方が住所地の不明ということはなかったということなのでしょうか。

（総務課長）申し訳ございません。総務課のほうは処分等をやる担当課ではないので、はっきりとは正確には申し上げられないのですけれども、基本的には当市のほうでは、処分を行う相手方というのはあらかじめ居所、居所というか、住所等が分かっているという状態であったと思います。

以上です。

（川崎）そうすると、分かる範囲で教えていただければと思いますけれども、公示送達がインターネットで可能になりましたということなのですが、どの時点で公示送達をインターネットでというふうな段階になるのか。先ほども言いましたけれども、郵送でのやり取りとか何回かあった後に公示送達という、インターネットでの公示送達というふうになるのかなと想像するのですが、その辺のプロセスというのは考えがあるのでしょうか。

（総務課長）公示送達については、1度郵送して返送されたというだけでは、すぐに公示送達にということは基本的にはないと思います。必要に応じて追跡調査を行っても、例えば現地確認ですとか、そういったようなことを行ってもなお相手方の住所、居所等が不明である場合に行うというものと考えております。

以上です。

（川崎）プライバシーの保護にも十分に注意をしなければならないという答弁があったかと思うのですけれども、ちょっとどうも、どの辺まで配慮するのかということが先ほどの答弁でちょっと具体的に思い浮かばないことがありますして、もう少し詳細に教えていただきたいと思うのです。といいますのは、プライバシーの保護をするあまりに、ちょっと極論ですが、本人にも通じないということがないように当然しなければな

らないということと、あと検索エンジンですか、検索しても容易に分からないようになっていくというような説明でありましたけれども、確かに国のほうでも何かそんなふうな説明があったかと思うのですけれども、ちょっと具体的なプライバシーの保護ということがイメージしにくいので、もう少し詳細を教えてくださいと思います。

(総務課長) まず、公示をする事項につきましては法令等で定められておきまして、まずは不利益処分の相手方の氏名、次に聴聞の期日及び場所、次に聴聞に関する事務を所掌する組織の名称及び所在地、それから処分をする行政庁が、今まで申し上げたものに加えて、予定される不利益処分内容及び根拠となる条例等の条項、不利益処分の原因となる事実を記載した書面をいつでも相手方に交付する旨を公示事項とすることにしておりますので、そちらのほうに倣って公示事項を掲載する予定しております。また、公示期間につきましては2週間となっておりますので、そちらも2週間を経過したときには通知が相手方に到達したものとみなして、すぐにホームページのほうからは、ホームページというか、掲載を止めるという形で考えております。

(川崎) 検索できないようになっていくというお話だったかと思いますが。それどのようなことなのですか。

(総務課長) 検索できないようにというのは、例えばホームページとかのほうで聴聞の公示送達があるというようなことは検索ができて、中身の氏名まで、公示事項の書面に関しては、その書面を画像にして掲載する予定でおりますので、例えばPDFですとか画像になると、そのPDFの中の文字自体は検索ができないと思うのですけれども、そういったような形にするというふうに考えております。

以上です。

(副委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時50分)

---

(開議 午前9時51分)

(委員長) 再開いたします。

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第17号 鴻巣市行政手続条例の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第17号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号 鴻巣市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。

(職員課長) それでは、本委員会に付託され、ご審議いただきます議案第18号 鴻巣市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例についてご説明いたします。

初めに、改正の概要ですが、令和7年人事院勧告を受け、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正が行われ、自動車等の使用者に対する通勤手当の距離区分を、100キロメートル以上を上限とする新たな距離区分を設けること及び駐車場等の利用に対する通勤手当を設けることが令和8年4月1日に施行されることとなりました。本市においても、一般職の職員の給与に関する法律の一部改正を参考とし、同様の改正を行うものです。

また、週休日や祝日、平日の深夜において、自然災害や突発的な事故などの臨時または緊急の必要等により業務に当たる管理職員の勤務環境を改善する必要があると考え、管理職員特別勤務手当を新設するものです。

次に、主な改正の内容ですが、新旧対照表を基に説明させていただきます。議案第18号資料の1、鴻巣市職員の給与に関する条例の新旧対照表を御覧ください。まず、第8条の2第2項の改正は、通勤手当に係るもので、自動車等を使用して通勤する職員には、距離に応じ通勤手当が支給されておりますが、現行では片道60キロメートル以上が上限となっているところ、100キロメートル以上を上限とする5キロメートル刻みの新たな距離区分を設けるものです。

次に、第8条の2第5項を追加する改正は、通勤のため、自動車等の駐車のための施設を利用し、その料金を負担する職員について、1か月当たり5,000円を上限とする通勤手当を新設するものです。

最後に、第13条の2を追加する改正は、管理職員特別勤務手当に係る規定です。第1項では、臨時または緊急の必要、その他の公務の運営の必要により、週休日または祝日、年末年始の休日に勤務した場合に同手当を支給する旨を規定するものです。

第2項では、臨時または緊急の必要により、平日の午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務した場合に同手当を支給する旨を規定するものです。

第3項では、同手当の額を規定するもので、週休日等に勤務した場合は1万2,000円を超えない範囲において規則で定める額、平日深夜に勤務した場合は6,000円を超えない範囲において規則で定める額とするものです。

管理職員特別勤務手当は、企業職員及び特定任期付職員においても支給を可能とするため、鴻巣市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例及び鴻巣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例についても所要の改正を行うものです。

この一部改正条例の施行日につきましては、国の施行に合わせ、令和8年4月1日とするものです。

議案第18号に対する説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(金澤) それでは、議案第18号 鴻巣市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、これは新設案件になりますが、質問させていただきます。

説明ですと、一般職の公務員の車利用の通勤手当で、駐車場代に上限で月額5,000円を支給するという形、また距離的には5キロ刻みで上限を決めていくというお話でございましたが、まず1つは、職員の駐車場代に関して、現状と今後の変更の内容について、まず説明をいただけますか。

(職員課長) お答えいたします。

現在4輪の自動車により通勤している職員は、市有地の駐車場に駐車するか、自ら民間の駐車場を借りて駐車をしております。市有地に駐車する場合は、現在一月1,211円を市が徴収しておりまして、民間の駐車場を利用している場合は、それぞれの利用料金を職員自身が負担しております。今回の改正によりまして、一月5,000円を上限として、駐車場代に係る通勤手当を支給することとなるため、市有地に駐車している職員には一月1,211円、民間の駐車場を利用している職員には、それぞれの利用料金を5,000円を上限として通勤手当として支給することとなります。

以上です。

(金澤) 今回の委員会で配付資料は頂きました。この配付資料の中身を見ると、一般職の手当で通勤手当のところが出ています。通勤手当対象職員が561名ですと、駐車場利用に関わる通勤手当は申請しますよという形で対前年度比933万8,000円増えているという状況なのですが、この通勤手当の対象職員561人のうち車で利用している人は何名いるのか。そういうつかみ方はしているのですか。

(職員課長) お答えいたします。

2月1日時点でございますが、市有地を利用している職員が358人、民間の駐車場を利用している方が66人となっております。

以上です。

(金澤) そうしますと、今回、対前年度比933万8,000円増えたということは、この条例を改正することによってこれだけ増えるのですよという

解釈でいいのですか。

（職員課長）駐車場代分の通勤手当の増額分としては、年額で約824万円を想定しております。

以上です。

（金澤）もう一回言って。八百……

（職員課長）824万円です。

（金澤）24万円増えたと。分かりました。

次に、その駐車代の算出方法なのです。当然今60キロから65キロとか、70キロとか75キロとか、5キロ刻みで算出で金額が提示されていますけれども、その通勤距離の計算方法なのだけれども、これどういう形で計算するの。地図上でピンとペン張って、これの直線で何キロだという形ですのか、直近の道路で回ってきて見るのか。計算方法というのは、このキロ数はどういうふうに見るのですか。

（職員課長）通勤距離の計算方法につきましては、現在、通勤届の提出を求めています、その中でインターネット上の検索サイトにより最短距離で経路を検索した経路図を添付していただいております。

以上です。

（金澤）インターネットの検索するという形なのですが、その道路云々、これは国道、市道、県道まで入るの。国道と県道と市道まで入るわけ。計算上は。

（職員課長）自動車通勤の場合は、自動車が走行できる……

（金澤）できる範囲という解釈でいいの。

（職員課長）はい。検索になると思います。

（金澤）分かりました。

次に、これ非課税限度額にこの通勤手当の分は含まれるのか、それとも課税対象になるのか、その辺はどうなのですか。

（職員課長）現在も通勤手当につきましては非課税所得とされております。また、この引上げする分につきましては、昨年12月26日に閣議決定された令和8年度税制改正の大綱において、通勤手当額の引上げ分に対

応した非課税限度額を引き上げる措置を講ずるという旨の決定がされているようにございますので、今後関係法令の改正がなされるものと考えております。

以上です。

（金澤）今の説明では吹上だけなのですか。ほかは駄目なの。吹上地区だけ何か駐車場だけ。

（職員課長）失礼しました。通勤手当額の引上げ分に対応したものでございます。すみませんでした。

（金澤）内容的には分かりました。

それで、もう一つ、今市の駐車場、また民間でお借りしているところの駐車場と分かれていますよという形だったのですが、その駐車場を月額で借りている場合、駐車場の場所によっては月掛けの金額が変わるようなところは当然あるし、その辺は本人の負担額という形で考えているのだと思うのだけれども、今いろいろ入っているコインパーキングでの月額利用というのも今できるのだけれども、この辺のものについて利用した場合というのはどういうふうになるのですか。

（職員課長）職員個人が駐車場を月額で借りているような場合には、契約書の写し等を提出していただき、利用料金等を確認したいと考えております。また、コインパーキングを月額利用する場合ということでございますが、契約書などに契約者が職員本人であることや月額の利用料が明記されていれば、その利用料金を上限5,000円で支給するといったことになるとは思いますが、契約書がないような場合ですとか、1日ずつ料金を支払うような場合には対象にはならないというふうに考えております。

以上です。

（金澤）最後の質問です。

先ほどもちょっと言いましたが、距離区分が5キロ刻みで、上限が100キロまでだという形なのですが、100キロ以上になった場合はもう上限でストップだよという解釈が1つ。もう一つは、5キロ刻みのだけれども、この金額はどういう根拠で計算したのか教えていただけますか。

(職員課長) 1つ目のご質問ですが、お見込みのとおり、100キロ以上についてはそれ以上は同じ金額と、6万6,400円になるということでございます。また、距離ごとの金額につきましては、これは人事院の勧告と国のものを参考にして決定しているところでございます。

以上です。

(金澤) それと関連して、上限が駐車場だけは5,000円支給という形なのだけれども、この5,000円という根拠というか、これ私の解釈だとこの市役所周辺の駐車場の代金云々で考えると5,000円なのかなというところ。駅に近いほど当然駐車場代金は上がっているのだけれども、この辺はやっぱり相場とか、そういう形を見て5,000円という形で決めたのですか。

(職員課長) 5,000円とした根拠なのですけれども、こちら令和7年の人事院勧告によって出された金額でございます。その人事院勧告によりますと、民間では従業員の駐車場を確保している事業所が約7割あり、従業員が自ら利用料を支払って外部の駐車場を利用している事業所においても、その利用料に対して約3割の事業所が通勤手当を支給しており、その支給額の中央値が5,000円であったことから、国においては1か月5,000円を上限とする駐車場の利用に対する通勤手当が新設されたものでございます。本市におきましても、国の支給額を参考として1か月5,000円を上限としたものでございます。

以上です。

(金澤) 今のご説明だと、結局企業等が駐車場を借りる場合という発想なのだけれども、鴻巣市の場合には市が持っている、所有している土地に対して駐車をするわけだよね。そういう解釈でいいのだよね。まず1つ。

(職員課長) 市の市有地に止めている職員については1,211円を徴収しておりますので、1,211円を通勤手当としてまた支給するということ……

(金澤) という形で決められている。

(職員課長) はい。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時08分)



(開議 午前10時25分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(矢島) 議案第18号について質疑を行います。

初めに、通勤手当の影響額等については、前任者のほうから質疑があったので、分かりました。

それでは、管理職の特殊勤務手当についてなのですが、どのようなものを想定をしているのか、本年度の予算ではどのようなことをどの程度想定してこの予算を組んだのか伺います。

(職員課長) 管理職員特別勤務手当についてでございますが、自然災害ですとか突発的な事故などの対応というものを考えてございます。令和8年度の当初予算の積算としては、本年度の風水害対策班の班員となっている職員につきまして積算をして、計算をしているところでございます。

以上です。

(矢島) すみません。具体的にこの風水害の対象となっている職員の数というのは何人いるのでしょうか。

(職員課長) 5級、副課長級以上の職員が平日の深夜に1回勤務した場合として積算しておりまして、一般会計では7級、副部長級の職員が3人で1万5,000円、6級、課長級の職員が4人で1万7,200円、5級、副課長級の職員が10人で3万5,000円を計上しております。なお、この手当は、科目ごとに1,000円単位で予算計上していることから、予算額としましては合計7万円となっております。

以上です。

(矢島) それでは、通勤手当についてなのですが、最長通勤距離の職員の通勤手当と手当額について、個人情報との絡みもあるので、答えられる範囲で伺います。

(職員課長) 本年2月1日現在での通勤状況で申し上げますと、最長距離の方が90キロ以上95キロ未満の区分の職員がおりまして、通勤手当額につきましては、現行では月額3万8,700円、改正後は月額5万9,600円

となります。

以上です。

（矢島）次に、改正前は本庁勤務者の市有地利用の駐車場料金と、例えば出先機関の民間駐車場利用者の駐車料金、これには相当の格差があったのではないかなと想像するのですが、この格差の解消策というのは改正前の段階では取っていたのか、取っていたとしたらどのような対策を取っていたのか具体的に伺います。

（職員課長）料金負担の格差の解消策はというご質問だと思いますが、こちらは市としてではなく、職員互助会である鴻和会において駐車場標準化事業というものを行っていること承知しております。この事業では、市有地利用者から毎月負担金330円を徴収しまして、民間駐車場の利用者に対して1か月2,500円を上限として、駐車料金から2,000円を減じた額を支給しているというふうに確認をしております。

以上です。

（矢島）では、最後なのですけれども、前任者の質問の中で、別な質問の中で少し答弁触れていた部分があったのですが、私も詳細に事前通告していますので、私の質疑にお答えをいただきたいのですけれども、なぜ今回このような通勤手当に対して大規模、かつ新たな考えを取り入れた通勤手当の改正を行うのか、その背景。なぜなのか、その背景や理由について伺います。

（職員課長）今回の大きな改正としては、駐車場代に係る通勤手当を支給する部分だということですが、これにつきましては、人事院のほうで民間の状況というものを調査しております。その調査の中で、民間では従業員の駐車場を確保している事業所が約7割あり、従業員が自ら利用料を支払って外部の駐車場を利用している事業所においても、その利用料に対して約3割の事業所が通勤手当を支給しており、その支給額の中央値が5,000円であったということから、5,000円を上限とする駐車場の利用に対する通勤手当を新設されたものです。本市におきましてもこれを参考とし、1か月当たり5,000円を上限とする通勤手当の駐車場に係る通勤手当の支給を決定したところでございます。

以上です。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時32分)



(開議 午前10時32分)

(副委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(川崎) 1点だけ伺いをいたします。

県内の他の自治体との比較において、本市の今回の状況というののはどのようなになっているのでしょうか。

(職員課長) 通勤手当のことですか。

(川崎) 通勤手当のことについては、先ほど国の合わせてということだったので、県内でもそうかなとは思いますが、一応通勤手当のことと、あと管理職員の特別勤務手当の新設について2つ伺います。

(職員課長) 通勤手当につきましては、埼玉県も含め県内の団体も、自治体も同じような改正をするものと考えております。また、管理職員特別勤務手当の状況につきましては、県内40市のうち34市が導入しております。手当額についても、本市は国を参考しておりますが、ほとんどの市が国を参考として設定しているものと考えております。

以上です。

(川崎) 40市のうち34市が導入しているということですが、その導入の時期についてはどのように把握していらっしゃいますか。

(職員課長) 申し訳ありません。他市の導入の時期について、すみません、把握できておりません。

(副委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午前10時34分)



(開議 午前10時34分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第18号 鴻巣市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第24号 令和7年度鴻巣市一般会計補正予算(第10号)のうち本委員会に付託された部分について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(矢島) 議案第24号について1件だけ質疑を行います。

12、13ページの市税、固定資産税のところなのですが、1億4,700万円余りの補正増ということですが、なぜ前年度補正をしなかったのか。なぜ今回は補正をしたのか。その補正をした理由について伺います。

(税務課長) お答えいたします。

本市では、当初予算編成に当たり、歳入予算につきましてはこれまでの収入実績や将来予測を基に、過大に見積もることがないように十分精査をした上で、確実に収入できると思われる額を予算として定めておりました。今回につきましては、予算額と決算額の乖離を縮小するため、歳入補正予算を計上しております。

以上です。

（矢島）財務会計上、補正してもしなくてもさしたる影響はない、それを理解はしているのですけれども、乖離を埋めるために、ではどうして前年度は乖離を埋めなかったのですか。伺います、理由を。

（税務課長）令和7年の9月のこの委員会の席でも矢島委員さんのほうからそういったご指摘のほういただきまして、私も近隣市の状況等を確認をしましたところ、近隣市でも上尾市ですとか熊谷市等では歳入補正等行っておりましたので、そういった近隣市の状況も考慮いたしまして今回歳入補正のほうを計上しております。

以上です。

（矢島）財政当局に聞きますけれども、今後しっかりと補正はしていくという見解でよろしいのか伺います。

（財務部参事兼財政課長）昨年9月の決算の議会でも矢島委員さんがご指摘いただきましたように、こういった乖離を埋めるような補正をすることによりまして、今回も財政調整基金への積立ての財源の一部とすることができたように、こういった補正することで年度当初から財政調整基金、不測の財政出動にも対応できるような財源として活用が早期に図れることができるようになりますので、今後も市税をはじめ、歳入に限らず歳出につきましても可能な限り補正予算、出せるかどうかを検討を行いまして、財源の確保に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

（矢島）補正をする基準というのはお持ちなのでしょうか。例えばどのくらい乖離が生じた場合には補正をする、このくらいだったらしらない云々については内規的なものは作成したのか伺います。

（財務部参事兼財政課長）歳出予算につきましては、例年年度末にかけまして、12月議会、3月議会の補正予算の要求に当たりまして、事業費ベースで1,000万円以上の執行残が見込まれるもの、また執行率50%以下で、かつ事業費ベースで500万円以上の残額が見込まれるものについては補正予算に出すのを検討するようという事で各課に周知を図っております。歳入予算につきましても、基本的には国庫補助金ですとか、そ

ういう金額がはっきりしているようなものは随時補正予算に計上しているところですが、それ以外の市税ですとかその他につきましても、こちらの歳入については幾ら以上というような明確な規定は設けておりませんが、確実に収入が見込めるという判断できたものについては極力計上できるように努めてまいりたいと考えております。

以上です。

(矢島) では最後に、歳出と同じような基準を今後作成するかどうか、検討するのかどうか伺います。

(財務部参事兼財政課長) 歳入も今いろいろな種類がございますので、一律なルールというのができるかどうかはちょっと何とも申し上げられませんけれども、今後の補正予算に当たりましては何らかのそういった基準的なものを検討してまいりたいと考えております。

以上です。

(金澤) それでは、議案第24号、令和7年度の一般会計補正予算第10号について質問させていただきます。

まず、ページ数というより全体的なものからまず質問させていただきますが、今回の補正というのは事業費の過不足分の調整とか事業完了の精算とかで減額が、3億625万減額になったという形でございますけれども、全体的に令和7年度の当初予算編成時とその10号の補正予算の総合額の差異についてでございますけれども、想定した事業の中の進捗状況等が問題になって減額になったとか、あとは想定していなかった事業があったので予算がこうなったとか、何か理由があると思うのですが、その辺はどういうふうに捉えていますか。

(財務部参事兼財政課長) 今年度計上いたしました10号補正までの補正予算の内容につきまして歳出側から主なものを申し上げますと、国の指導により全国的に行われる物価高騰対策に連動した事業が中心となっております。1号補正では保育所等への物価高騰対策支援金の給付に係る事業費など、2号補正では昨年度実施しました定額減税補足給付金調整給付の額に不足が生じた方や事業専従者等で税制度上の扶養親族に該当しないため定額減税の対象外であった方に対して不足額給付を行うた

めの関連事業費の追加などを行っております。また、3号補正では、このす空・花クーポン券2025事業第2弾の実施に係る補助金の追加など、8号補正では同じく空・花クーポン券の2026事業の実施に係る補助金の追加などを行っております。また、経常的な行政サービスを滞りなく実施していくための予算措置といたしまして、6号補正では利用件数の増加等による障害者自立支援給付費、障害児通所給付費等の追加や、このたびの10号補正では民間保育所などの職員の給与改定に伴う処遇改善による民間保育所運営費負担金、施設型給付費負担金及び地域型給付費負担金の追加などを行っております。これらのほか、4号補正で追加いたしましたあたご公民館及び川里図書館における空調設備等の改修工事費をはじめ、公共施設の維持管理に必要な予算の追加や毎年度計上される給与改定等に伴う人件費の追加及び各事業費の確定に伴う国、県への返還金の追加などを行っております。

以上、補正予算の全体像を大枠で申し上げましたが、国政選挙等に係る9号補正以外で当初予算において想定していなかった事業予算としましては、1号補正をはじめとする物価高騰対策に関連する各事業ですとか、4号補正に計上いたしました2施設の改修工事費が大きなものであったと考えております。

以上です。

(金澤) 今丁重にご答弁いただきましたけれども、令和8年度予算云々については、補正予算というものの捉え方、これが何か新しい高市内閣になってくると若干方向が変わってきているというお話の政策という話が出ていますけれども、要は当初予算である程度十分にきっちり予算を組んで、それでもどうしても駄目だったら補正予算を組むという場合と、取りあえず従来と同じような形で予算組んでおいて、過不足が出たら補正を組めばいいのだというような発想の予算の通し方というのが当然出てくると思うのだけれども、本市の場合はこれからどういう形で考えているのか、その辺はどうですか。

(財務部参事兼財政課長) 当初予算編成に当たりましては、各課とのヒアリングの中で、歳入については確実に見込める部分、歳出については

必要な最低額、過大に見積もることのないように精査をしているところでございますが、特に扶助費などにつきましては前年度実績ですとか今年度の執行状況等を踏まえまして設定しておりますけれども、どうしても、相手がある部分でありますので、年度途中で不足になってしまうまたは予算が多過ぎて減らす必要があるということでその都度対応している部分もございます。また、この先もまたどうなるか分かりませんが、国の交付金とか、状況によっては追加で交付ということもここ数年ずっと続いておりますので、そういったときは適切にヒアリングを通じて金額を精査して計上して対応してまいりたいと考えております。一応財政サイドとしては当初予算編成に当たってはしっかり精査した上で計上させていただいているというふうに考えております。

以上です。

（金澤）次に、7ページの第4表の地方債補正の変更と廃止の件です。今回は、補正後がマイナスになっているという、補正前に対してマイナスになっているという形なのですが、一般的に地方債の変更とか廃止、それでこれで限度額の変更で限度額が減少した事業の地方債というのは、通常その次年度以降に再度借り入れる計画になるというふうに私なんか考えるのだけれども、今後、今までの低金利状況から一変して今後長期金利の上昇等が見込まれるわけだよ。そうした場合に、通常より再度借入れを起こすと金利負担等も増えると私なんか解釈しているのだけれども、この辺はどのようにお考えになっているのか。いかがですか。

（財務部参事兼財政課長）金澤委員のご指摘のとおり、現在、長期金利が上昇傾向にございます。そうした中で、地方債の借入れを先送りにすればするほど、借入れ時の金利が上昇するリスクが高い状況にあると認識しております。本市では、例年ですと、地方債の借入れにつきましては利払いの支払い開始をできるだけ遅らせるために年度末の出納整理期間中の5月に借入れを行っておりますが、現在の状況を踏まえますと、今後は事業が早期に完了したものにしましては年度末まで待つことなく、金利の動向を見ながら借入れ時期を早めるなど、金利上昇によるリスクの分散についても検討していく必要があるというふうに考えており

まして、引き続き日銀の政策ですとか国際情勢の動向などを注視してまいります。

以上です。

（金澤）そうしますと、1つの事業に対してが10あった。そのうち、当初予算でやったらそれが6だったと。残りの4については、次年度等に繰り越さなければならない。そうした場合に、いわゆる地方債の借入れ云々については10の枠で取りあえず借入れの内容というのは確保しようという形で考えているのか。その辺はどうなのですか。極度額の問題だね。

（財務部参事兼財政課長）地方債の借入れに当たりましては国からの同意が必要でございまして、基本的には当初予算で設定いたしました想定される事業費の、その委員さんのおっしゃる10の部分で国から同意をいただく手続をしております。その事業を進める中で、10を進めるつもりが今年度中に例えば半分、5までしか進まなくて、残り5を繰り越さるを得なくなった場合については、基本的には事業費が確定したものだけ借入れを行いますので、今年度5を借りまして、翌年度に残りの繰越した分の5をまた別に借り入れるというような形になります。限度額としては10で国から同意いただいておりますので、その枠の中で繰り越した事業についての起債をしていくような形となっております。

以上です。

（金澤）そうすると、繰り返しになりますが、調達についてはその調達する時期の金利で対応せざるを得ないという状況で解釈しておいていいのですか。

（財務部参事兼財政課長）借入れの金利につきましては、借入れの契約を行った日時点での金利が適用されますので、そのときの金利状況によって変わってまいります。

以上です。

（金澤）次に、これ歳入歳出の質問に入っているのですよね。歳入の17ページの寄附金の件でございまして。歳入のふるさと寄附金がマイナスの2,000万円、それと歳出のほうにまたがってしまうのだけれども、歳出の

ふるさと納税促進事業がマイナスの1,087万円となっているのだけでも、この関連のマイナス要因というのはどういうものがあるのかお聞かせ願いたい。

(総合政策課長) ふるさと寄附金の関係の歳入予算、歳出予算についてお答えをいたします。

初めに、歳入、ふるさと寄附金の受入れの関係なのですが、こちら令和7年度の当初予算では、私どもで寄附の受入額を1億2,000万円、寄附の件数は4,800件と見込んでおったところでございます。しかしながら、今年度の受入れ実績といたしまして、2月末現在で約7,300万円となっております。こういったところを鑑みまして、今回の補正予算では寄附の受入額を1億円、2,000万円減額とさせていただいたものでございます。こちらにつきまして、改めて歳出予算に関しても歳入と連動してまいりますので、試算しましたところ、歳出予算につきましても1,086万7,000円で、こちらガバメントクラウドファンディングの関係も含みますけれども、減額という形でご提案させていただいたものでございます。以上でございます。

(金澤) 次に、18ページの23款の市債について確認します。

これ項目的には農林とか土木とか教育だから、実際政策総務関係ないのだけでも、全体的に2億8,360万円がマイナスというふうになっているのだけでも、市債全体としてマイナス要因というのはどういう状況でマイナスになってしまったのか、その辺だけお聞かせ願えますか。

(財務部参事兼財政課長) 今回の補正予算における地方債の減額につきましては、国の社会資本整備総合交付金など、国庫補助金の減額に伴う事業費の見直しによりまして、三谷橋大間線(3期工事)整備事業で9,080万円の減となるなど、10事業で1億7,110万円の減となったほか、鴻巣中央小学校校舎の屋上防水等改修工事に係る事業費の確定によりまして1億950万円の減となったことが主な要因となっております。以上です。

(金澤) 次に、歳出のほうに行くのですが、21ページのふるさと納税促進事業の中で、クラウドファンディングの連動型地方創生プロジェクト

補助金という形がマイナスの148万2,000円となっているのですが、この要因はどのようなものなのかお伺いします。

(総合政策課長) お答えをいたします。

こちらクラウドファンディング連動型地方創生補助金は、当初予算におきましてはプロジェクトの数を2事業、目標額を1事業100万円として予算化をさせていただいております。こちらにつきまして、2事業を選定いたしまして寄附の受入れを募ったところなのですが、最終的な寄附の受入額につきましては、2事業合わせまして33万4,500円という形になりました。こちら寄附の受入額に連動して補助額が変わってまいりますので、結果的に寄附額に基づく補助金の交付額が想定を下回りましたので、その不要となった部分を今回減額ということで提案させていただいているものでございます。

以上です。

(金澤) その中で、ふるさと納税促進事業の中でクラウドファンディング連携型ということも出ているのだけれども、これ普通市民の人とかそういうの理解できているのですか。その辺どう思います。

(総合政策課長) お答えいたします。

こちらの事業の募集に当たりましては、広報等でまず公募をさせていただいております。その際にそういった事業についてもご紹介させていただいております。また、実はこちらのクラウドファンディングによる寄附につきましては、市民の皆さんも寄附が、ふるさと寄附金の返礼品と違いがあるものと違いまして、市民の皆さんも寄附が可能となっておりますので、そういったポータルサイトへの掲載を通じてこちらの事業の関係ご紹介させていただいております。

以上です。

(金澤) あと、最後です。歳出のほうの中で、20ページのところで、総務費の財政管理費があるのですが、その中の各基金、財政調整基金、合併振興基金、公共施設等整備基金、これの令和7年度末の残高見込額はいかがなのか、その数字だけ教えてください。

(財務部参事兼財政課長) 今回の補正予算をご承認いただいた後の各基

金の令和7年度末残高につきましては、財政調整基金が約35億7,100万円、合併振興基金が約21億6,900万円、公共施設等整備基金が約7億6,900万円を見込んでおります。

以上です。

(金澤) 今3つの基金残高については確認しましたが、この3つの基金のうち、例えば期限を設けて幾らまで基金残高にするような調整ができる基金残というのはあるのですか。

(財務部参事兼財政課長) ただいま申し上げた3つの基金のうち、合併振興基金と公共施設等整備基金につきましては、基本的には使い道、目的等限られておりますけれども、財政調整基金につきましては基本的にはそういった財源不足等補う調整弁的な基金でございますので、こちらの基金の活用を図るという形になります。

(委員長) ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。

採決は挙手で行います。

議案第24号 令和7年度鴻巣市一般会計補正予算(第10号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第24号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第30号 令和8年度鴻巣市一般会計予算のうち、本委員会に

付託された部分の歳入について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午前 11時50分)



(開議 午後 1時00分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第30号 令和8年度鴻巣市一般会計予算のうち本委員会に付託された部分について、これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(金澤) まず、委員長に確認なのですが、議案第30号、令和8年度一般会計予算の中の395ページの給与費の明細表、404ページの債務負担行為、428ページの地方債、これについての質問が入るのですけれども、歳入の前にやってしまっていていいか、それともあしたの歳出の前にやったら、どちらがいいですか。

(委員長) どちらでも大丈夫です。

(金澤) いいですか。では、そこから始めます。すみません。

それでは、395ページの給与費の明細についての中で、一般職の職員手当の中の時間外勤務がございます。時間外勤務手当。本年度が1億6,287万円ということで、前年度比で1,058万円の増加になっているという状況になっているのですが、これの主な増加要因をどのように想定しているのか、まずお聞きしたいと思います。

(職員課長) お答えいたします。

395ページの給与費明細書での時間外勤務手当が1,058万円増加しているという要因ですが、主なものにつきましては、給与改定に伴う給料の増額の影響によるもので、1,000万円の増額となっております。

以上です。

(金澤) 給与改定は当然、今回議案等で前に出ていますので、その関係かなというふうに思いますが、それと過去の時間外勤務手当と比較した場合でもやっぱりそのような回答になりますか。

(職員課長) この給与費明細書の時間外勤務手当には、職員課以外の課で所管している時間外勤務手当が含まれております。したがって、予定された選挙の有無などにより大きな影響がございます。令和5年度予算では約1億4,265万円、令和6年度は約1億210万円でしたが、令和6年度は予定された選挙がなく、国勢調査などの基幹統計事業もなかったことから予算額が少なくなっております。

以上です。

(金澤) 同じところの質問ですが、今鴻巣市でもDXの推進というのはいろいろやっていると思うのだけれども、そのDXの推進をすることによって時間外対策等も削減するのだという取組で動いてきていると私なんか解釈しているのだけれども、その辺はどのような判断をすればよろしいのでしょうか。

(職員課長) 行政手続に係る電子申請を推進するとともに、AI-OCRやRPAといったデジタル技術を活用し、申請手続のデータ化や処理の自動化に取り組むことで事務の効率化、省力化を図っております。その結果として時間外勤務の削減につながっているものと捉えております。

以上です。

(金澤) 次に、404ページから428ページまでに債務負担行為、これが令和8年度分に関わる分と過年度に関わる分という形で、ここに列挙されております。全部で138件かな、あるのです。令和7年度のを見たら136件ということで、大体個数的には同じような数字になると思うのですが、債務負担行為で予算書に掲載するには、それぞれの事項のそれなりの理由等があって掲載していると思うのですが、債務負担行為にしているということは、各事項のチェック機能というのは、ここに掲載するということはそれなりのチェック機能を有してはならないと思うのですが、どのようになさっているのか確認したいのです。

(財務部参事兼財政課長) ご質問の債務負担行為につきましては、地方自治法施行令第214条の規定に基づきまして、将来において歳出義務を負う行為をする場合に、予算で定める手続となっております。404ページに

記載の令和8年度に係る分につきましては、当該年度の歳出予算以外で歳出義務を負担する必要がある事項、期間及び限度額を新規に設定したものとっております。債務負担行為として予算で定めた案件につきましては、後年度において歳入歳出予算に計上されることになることから、過重な財政負担とならないように、当初予算ヒアリングの中で事業内容や規模、各年度の支出予定額等について確認査定を行っております。また、408ページ以降に記載の過年度に係る分につきましては、令和7年12月定例会までに議決いただいた予算に設定しております債務負担行為を対象に、各事項の令和7年度予算の執行状況を基に、前年度末までの支出見込額を算出しております。

なお、過年度に係る債務負担行為につきましては、地方自治法施行令第148条の規定によりまして、会計年度経過後においては期間及び限度額の修正ができないこととされておりますことから、限度額の範囲内で契約されているかどうか、また当該年度以降の支出予定額が超過していないかなど、財政課において複数人で確認作業を行うとともに、各課にも内容の確認を依頼するなど、慎重かつ丁寧に予算執行を行っているところでございます。

以上です。

(金澤) 債務負担行為については、今説明があったような形で分かりましたけれども、各事項、項目ごとに、これ恐らく担当部署は違うわけだね、当然。それで、該当期間というのも令和8年から何年とか、数年にわたったりするわけではないですか。そうすると、各部署から出してきたものを再チェックする機能の場所というのは、どこでやるのですか。再チェックはしないのかな。

(財務部参事兼財政課長) まず、各課から債務負担行為を設定したいという要望があった際には当初予算ないし補正予算で設定することになるのですが、その時点では、予算ヒアリングの中で、まず内容、どんな事業なのか、また何年間かかるのかとか、各年割の各年度ごとの金額の確認を行った上で、あとは設定する限度額が適正であるかどうか、そこを確認した上で計上しております。2年目以降につきましては、先ほど申

し上げました予算書の巻末にあります過年度に係る分のほうに今度掲載が移ってまいりまして、そちらの予算書に作成するに当たりまして、現在の執行状況ですとか、そういったのを確認して、限度額を超えていないかどうかとか、そちらのほうは財政課職員のほうで確認作業を行っております。

以上です。

(金澤)では、ダブルチェックで体制しているという形でいいのだよね。解釈していて。分かりました。

次に、428ページの地方債のところでございます。ここの地方債の全体的な令和8年度末の地方債見込みが290億1,911万と予想という形で数字が記載されておりますが、これが令和8年度末だと、比較すると84億2,719万減少しているというのだけれども、この傾向というのは来年度以降も続くのか、ちょっと確認をさせていただきたいのですが。

(委員長) 金澤孝太郎委員、すみません、今質問の中で令和4年度末ですか。

(金澤) 間違い。これは、だから令和7年度(令和8年3月10日開催政策総務常任委員会会議録P.2「令和5年度末」に発言訂正)か。

(財務部参事兼財政課長) 令和8年度の一般会計の当初予算におきましては、起債見込額22億4,420万円に対しまして、元金償還見込額が約39億989万円となっておりますことから、8年度末の地方債残高見込額は減少しております。近年、ここ数年は借入れを起こす額よりも償還額のほうが大きいというところで減少が続いておるのですけれども、この先、令和9年度におきまして道の駅ですとか、吹上地域における保育園の建設工事のピークを迎えますことから、令和9年度末の地方債残高見込額は一旦増加する可能性がございます。ただ、その後、令和10年度以降は、令和8年度、今年度と同様に、新たに借り入れる地方債よりも地方債の償還額のほうが大きい傾向が続く見込みとなっております。基本的には地方債残高は今後も減少していくことが想定されております。

以上です。

(金澤)すると、ご答弁だと、令和10年度以降はいろんな事業が出てく

るので、地方債が大体多くなってくると。だから、今までの償還部分よりもプラスアルファで働かざるを得なくなってくるという解釈にしておいていいのですね。

（財務部参事兼財政課長）現在の想定では、令和9年度の借入れがちょっと一時的に増加する見込みでございますので、一旦残高等増加いたしますが、その先また減少傾向になるものと考えております。以上です。

（金澤）では、すみません、歳入に入らせていただきます。25ページの市のたばこ税6億966万6,000円の予算でございますが、これが前年度比で4,580万6,000円の増加しているのです。4,500万も。たばこ自体は売上げが落ちているという発想の下で、その積算根拠なのですけれども、前年度予算までは国産と輸入たばこが分けて予算に計上されていたのだけれども、本予算からは加熱式たばこ分が記載されて、国産、輸入たばこはまとめてあるのだけれども、この増加している内容というのはどういうものなのか、ちょっとお聞きしたいのですけれども。金額のね。

（税務課長）お答えいたします。

まず、令和7年度については、国産と輸入たばこというふうに分けて予算書のほうに載っておったのですが、いずれも税額のほうが同じでしたので、令和8年度については一本化をしております。その上で、市たばこ税につきましては、たばこ製造業者等から毎月払込みのほうがされておりますので、そこから年間の予測売上げ本数のほうを算出をしまして、最後に税率のほうを掛けまして試算を行っております。また、令和8年度につきましては、税制改正によりまして、令和8年4月と令和8年10月の2段階で加熱式たばこの課税方式の見直しが行われることから、税制改正による増額分もしております。その結果、前年度と比較をしまして売上げ本数のほうは減少しておりますが、前年度比約4,586万円、率にしまして8.1%の増加となっております。

以上です。

（金澤）次に、27ページの地方消費税交付金28億7,600万についてです。

これは、市民が消費した金額に基づいた交付金で、都道府県が徴収した地方消費税の50%かな、が交付されているというふうに解釈していますがけれども、全ての社会保障の財源に充当することができるということであるのだけれども、今、国会等でも消費税の減税とか、この間の衆議院選挙でも消費税の問題でいろいろありましたけれども、仮にその消費税が減税になった場合の影響というのは、本市にとってどういうふうな形になるのか、どういうふうに捉えているのか、確認をさせていただきます。

(財務部参事兼財政課長) 地方消費税交付金につきましては、ご質問のとおり、消費税率10%のうち2.2%が地方消費税として都道府県に歳入されまして、さらにその半分が地方消費税交付金として県から市町村に交付されております。こちらにつきましては、本市におきましても、社会保障施策をはじめ、様々な施策を推進するための貴重な財源となっております。また、国の消費税収入のうち19.5%が地方交付税の財源とされておりますことから、普通交付税への影響も懸念されるところでございまして、減税が行われますと本市の財政運営に大きな影響が及ぶことが想定されます。ただ、これまでも国の政策に伴う地方の減収分につきましては地方特例交付金などにより補填されてきたことを踏まえまして、減税に伴う地方の減収に対しては何らかの措置が取られることとは思いますが、引き続き国の動向を注視し、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上です。

(金澤) 次に、28ページ、29ページの地方特例交付金……ごめんなさい。地方特例交付金の28ページのほうかな、地方特例交付金、地方税の減額分を補填して、将来の税制の抜本的な見直しを行うまでの間の交付だという形で私は理解しているのだけれども、今回は2億800万の交付がされています。増加的には約1億円の前年度予算に対して1億800万プラスしているということで、先ほど説明のところ住宅借入れ等の特別交付が幾らとか、自動車で軽自動車、地方税とかだった。これ見ると、令和7年度は自動車税減分と軽自動車税減分、地方揮発油譲与税分は結局不記載になっていたのだけれども、今回記載されているわけだよね。これも

うちちょっと詳しく説明もらえますか。

(財務部参事兼財政課長)今回計上しております予算額2億800万円の内訳のうち、今ご質問のありました自動車税減収補填特例交付金及び軽自動車税減収補填特例交付金、さらに地方揮発油譲与税減収補填特例交付金、この3つが新たに8年度から計上されたものとなっております。こちらのうち、自動車税減収補填特例交付金及び軽自動車税減収補填特例交付金につきましては、令和7年12月26日に閣議決定された令和8年度の税制改正におきまして、令和8年3月31日をもって廃止することになりました自動車税及び軽自動車税の環境性能割の減収分を補填するために交付されるものとなっております、自動車税分として7,100万円、軽自動車税分として2,400万円を計上したところでございます。地方揮発油譲与税減収補填特例交付金につきましては、令和7年12月末をもちまして、揮発油税及び地方揮発油税に上乘せされておりました暫定税率分が廃止されたことに伴いまして、その減収分を補填するために交付されるもので、見込額として1,300万円を計上してございます。

以上です。

(金澤)そうしますと、令和8年度ではこういう予算が組めるけれども、税制の改正云々によっては、金額は今後かなり変わるというふうに解釈しておいていいのですよね。

(財務部参事兼財政課長)国のほうの説明では、地方の減収分はこの交付金で措置するというふうに明言しておるのですが、実際どういう計算で計算されて市町村に交付されるかというその計算の内訳等がまだ示されておりませんので、これまでと同じぐらい交付されるのかどうかという不透明な部分もございますので、その辺は動向を注視してまいりたいと考えております。

以上です。

(金澤)次に、64ページの財産収入の財産貸付収入の3,217万円と、それと67ページの不動産売払収入735万、この辺関連があると思うので質問させてもらいたいのですが、まずは国が示す行財政の利活用の推進を行うように自治体ではもう今動いていると思うのですが、本市の場合は、所

有している未利用地や施設等の遊休公的不動産、これを民間等へ貸し付ける、または売却する、そういう考えというのはお持ちなのかどうか、まずそこから確認をしてもらいたい。

（資産管理課長）未利用地や資産等の遊休公的不動産を民間等へ貸し付けることにつきましては、代表的なものとしては閉校となった学校が考えられます。現時点で状況を申し上げますと、旧笠原小学校では、現在、優先交渉権者との貸付けについて協議が進められているところです。また、旧笠原小学校の本契約が調うまでの期間、それと旧常光小学校ではスポーツ団体、そのほか地域の方々の行事などで一時的な貸付けを行っているところです。

不動産の売却につきましては、旧吹上保健センター、旧三谷橋大間線2期工事整備事業の代替地、旧水資源開発公団払下げ住宅、こちらの入札方式による公売を進めていきたいと考えております。そのほか、今後の予定としては、昨年度策定した鴻巣市公共施設等マネジメント民間提案制度、こちらを活用して未利用地の有効活用といったテーマを設け、民間事業者からの提案を受けることも進めていく考えです。

以上です。

（金澤）この土地、建物等の貸付料というので、いつも毎年、全協等も説明受けるけれども、大体場所が同じようなところになっているという形で、あんまり進展してないかなという感じがするのですけれども、関連して、公共施設の個別管理計画に基づいた来年以降の計画も当然あると思うのだけれども、計画の見直しについては、ローリングでやっていると思うのだけれども、どのように行っているのか確認をしたいのですけれども。

（資産管理課長）毎年、関係施設所管課等からの今後の予定等を聞いたところで個別施設計画に反映しているところです。今年度ですと、公売を行った旧吹上保健センター、消防団第3分団、旧あしたば第一作業所、こういったところは売却処分に向けて手続を進めるというような形で明記しておりました。更地となっているような土地の売却については、施設がないことから、公共施設個別施設計画には反映されてはおりません。

以上です。

（金澤）昨日のNHKのテレビを見ていたら、いわゆる公共施設の管理の中で施設の管理運営費というのが年々金額が膨らんでいくと。それも、物価対策等も含めた形で従来の見通しよりもどんどん改修費等が増えていくので、かなりこれは行政に対してもネックが強いという形になっているのですが、物件的に個別施設計画で、これはもう売却していこうという進め方の部分と、いや、これはもうちょっと賃貸等で、借入れがあれば貸したほうが良いというようなお考えというのも当然あると思うのだけれども、本市の場合のウエートというのはどういうふうにお考えになっているのですか。

（資産管理課長）なかなか資産管理課単独でというわけにはいかないと思うのですが、まず今施設を所管している課が、この施設についてほかに転用できるかどうかとか、その辺の検討をしていただいて、それをもってして庁内の検討委員会で今後の扱いについて、貸していくのか、それとも売却に向けて進めるのかというのは検討をしているところです。

以上です。

（金澤）そうしますと、個別管理計画の中で年度ごとに、ここについてはチェック機能が当然働いていて、もう廃止しようとかという計画というのも当然入ってきていると思うのだけれども、その辺は財務部のほうと所管のほうで協議はしているのですね。

（資産管理課長）協議等もしていますし、最終的には庁内の検討委員会で全庁的に検討しています。

以上です。

（金澤）あと、関連質問で、先ほど物品売払収入というのがあります。それで、物品売払収入で自主財源の確保ということには当然寄与するというふうにするのだけれども、急に今度物品を売払いしていきますよということなのだけれども、その物品の内容と売却価格の査定というのはどういうふうに決めているのか、そこだけちょっと確認させてください。

（資産管理課長）まず、物品についての売却は、主には楽器とか学校等

で使っていた家具類とか、そういったものを売却を考えていまして、値段の設定というのは、既に取り組んでいる自治体も結構ありますので、そういったところでの売却された金額を参考に職員のほうで決めています。

以上です。

（金澤） そうすると、この物品売払い云々についての市民への情宣というかそういうのは、ネットとか何かでお示しする、物品を写真等を出して、これは売却するのですよとか、そういう発想もあるのですか。

（資産管理課長） 今我々のほうでも考えているのは、インターネットのフリーマーケットサイトで、具体的に申しますとメルカリですね、こちらに写真等を掲載して、値段は幾らですよというような形で掲載することを考えています。

以上です。

（金澤） 細かいことすみません。そうすると、いわゆる購入者のほうから金額提示するわけだろう。ですよ。そうではないの。手を挙げるだけで終わってしまう。その金額で買えますと。

（資産管理課長） 基本的には、市の、うちのほうの定めた金額でインターネットに掲載します。それについて手を挙げた人が、早い者勝ちというわけではないのですけれども、最初に手を挙げてくれて、買ってくれるという人に売るといったような形になってきます。

（金澤） そうすると、品物に対して、下限金額は幾らですよ、それに積み上げていくのではなくて、市のほうが幾らって示したら、それについて買えますか、買えませんかという話の中で、最初に手を挙げた人が勝ちだよという発想でいいのですか。

（資産管理課長） 委員のおっしゃるとおりです。

（矢島） では、議案第30号について質疑を行います。

初めに、20、21ページ、下段です。下段ですというか、全体です。すみません。全体です。市税全般ですけれども、差押えの物件数については、議案質疑の中でも質問された議員がいらして、723件というふうな答弁をいただいているのですけれども……失礼しました。差押えの件数ですね。

差押えの件数については723件という答弁をいただいたと思うのですが、重復してしまう部分もあるかもしれませんが、この差し押さえた物件別の件数、それと換価された金額についてお尋ねします。

(収税対策課長) お答えします。

令和6年度実績の差押え件数は723件で、主な差押えは、預貯金464件、給与155件、生命保険38件となっております。

換価の件数なのですからけれども……

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時31分)

---

(開議 午後1時31分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(収税対策課長) すみません。ちょっとお待ちください。すみません。暫時休憩いたします。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時31分)

---

(開議 午後1時32分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(収税対策課長) 申し訳ありません。すみません、換価の件数なのですからけれども、今ちょっと資料を持ち合わせていなくて、また後でのご回答でもよろしいでしょうか。

(委員長) 矢島委員、よろしいですか。

(矢島) それでは、差押えに当たってですが、差し押さえる物件によって手順とか手続はみんな異なってくると思うのですが、例えば不動産の場合ですとか、預貯金、給与等の場合と変わってくると思うのですが、それぞれどんな手順を踏んで差押えを行うのか、その手順について伺いをします。

(収税対策課長) 差押えまでの手順でよろしいでしょうか。税金は、納期限を過ぎると滞納になります。税金の滞納から差押えなどの手順につ

いては、まず督促状の送付、その後、催告、財産調査、差押えといった順となっております。具体的にご説明させていただくと、まず督促状の送付ですが、納期限までに納付が確認できない場合には、納期限後20日程度で督促状を発送し、自主納付を促しております。次に、催告ですが、督促状が届いても納付がない場合、納税を促す催告書を改めて送付しております。そして、同時に財産調査も行っております。催告にも応じない場合など、差押えに向けて滞納者の財産調査を行います。金融機関、勤務先、官公庁などへ預貯金、給与、不動産、生命保険といった財産の有無や詳細を調査します。その後で差押えということで、調査の結果、換価できる財産が確認できれば差押えを執行するという手順になっております。

以上です。

（矢島） その中で例えば不動産の場合なのですけれども、差し押さえた場合については当然登記はされると思うのですけれども、差押え物件の差押え登記をしたことによる差押え物件の所有権等について、どのような法的な根拠が出てくるのか、制約が出てくるのか伺います。

（収税対策課長） 不動産の場合の差押え登記の所有権等の法的根拠ということなのですけれども、まず所有権についてですけれども、民法第206条で「所有者は、法令の制限内において、自由にその所有物の使用、収益及び処分をする権利を有する」と規定しております。そのため、所有者は3つの権利、つまり使用と収益と処分の権利を有しております。その中で、不動産の差押えについては、国税徴収法の第69条において「滞納者は、差し押えられた不動産につき、通常の利用に従い、使用又は収益をすることができる」と規定されております。そのため、不動産が差し押さえられた場合、滞納者は、最初の3つの権利のうち、使用、収益の2つの権利を有することになります。そのため、滞納者が自宅にそのまま住むこともできますし、収益を得たりすることもできます。ただし、処分の権利は有しなくなりますので、売却という処分をすることはできなくなります。

以上です。

(矢島) 一部権利が制限されるということですが、では例えば固定資産税の賦課期日というのは1月1日ですが、これをまたいだ場合、差押え物件がこの1月1日の賦課期日をまたいだ場合については誰が納税義務者になるのかお伺いします。

(収税対策課長) 不動産を差し押さえた場合でも収益、滞納者の方でもその所有者の方の収益の権利は有しているので、固定資産税は所有者である滞納者が支払うこととなっております。

以上です。

(矢島) では、今度、差押えを解除するのですが、差押えを解除する場合、当然登記も解除の登記を行うと思えますけれども、解除をすると差し押さえた旨の登記事項というのは、簡単に言うと消えてしまうのか、抹消されてしまうのか、過去に差し押さえられたことがあるという事実というのは消えてしまうのか。それとも、登記はそのまま、登記の差押えの履歴はそのまま残るのか、履歴として残るのか伺います。

(収税対策課長) 登記の履歴のほうは、解除をしたことで削除されます。すみません。解除という登記がされるということになります。すみません。削除ではなくて差押えの解除という記載をされるということになります。

以上です。

(矢島) 差押えがあったという登記事実は残るわけですね。解除されたからといって、過去差し押さえられていたということが消えてしまうわけではないのですよね。

(収税対策課長) 委員のおっしゃるとおりです。

(矢島) では、次です。

同じく21ページの下段の固定資産税に関してですが、固定資産税は当然賦課課税方式を取っていると思うのですが、その中でも償却資産については申告制を取っていますよね。償却資産の申告もしていただいていると思うのですが、よって賦課ではないので、申告をしていただいで課税をしていることから、資産の把握が非常に難しいのではないかな、簡単に言うと、要は正しく申告しているのかどうなのかという

確認が非常に難しいのではないかなというふうに感じているのですが、この自己申告に委ねられている償却資産について、適正に課税するためにどのような方法で償却資産を把握しているのか伺います。

（税務課長）お答えします。

前年度に申告のあった納税義務者に対しまして申告書類のほうを送付するとともに、新たに法人市民税の設立設置届書を提出しました法人にも申告書類を送付をしております。また、鴻巣保健所との情報共有によりまして、新たに保健所のほうに開設届等を提出をした事業者に対しまして申告書類を送付し、適正な課税に努めております。さらに、納期限を過ぎても申告のない法人につきましては、申告を促すしようようはがきのほうを送付をしております。

以上です。

（矢島）税務署ですよ。保健所ではないですよ。

（何事か声あり）

（委員長）ちょっとやり取りしないでくださいね。

今の矢島洋文委員の質問に対してお答えいただけますか。

（税務課長）税務署ではなくて保健所のほうに開設届出をした法人さん、例えば食べ物屋さんですとか、医療関係ですとか、そういった届出をしている法人さんに対して、新規にした法人さんに対して申告書のほうをお送りをしております。

以上です。

（矢島）ある特定の業態についての話ですよ。全体ではなくて、そういう特定の業態についてですよ。今後やはり適切に課税をするために、償却資産の把握について、特段こういうことをしていきたいとか、新たな取組があったらお聞かせください。

（税務課長）償却資産につきましては、地方税法に基づく重要な自主財源であり、適正かつ公平な課税の確保は自治体運営にとりまして重要であると認識はしております。一方、現行の組織体制や職員数で直ちに実施することは難しいと考えておりますので、他自治体の取組状況や実地調査手法、効率的な把握方法等につきまして調査研究のほうをしていき

たいというふうに考えております。

以上です。

(矢島) 他の自治体の取組等も情報収集していくということですがけれども、例えば課税漏れのチェックとして、事業者が保有する償却資産台帳と市の固定資産税の償却資産台帳を突き合わせる、そのことによって差異を把握すると。申告がされていないものについては申告するように促すというような方法というのは取れないのかな。事業者の固定資産台帳というのは、固定資産の取得状況とか、減価償却の状況を記録したりとか、管理するために必要な、備え付けなければならない帳簿ですので、税務申告とか決算書の作成には不可欠なものですから、申告漏れ、申告漏れといってもやむを得ない場合もあつたりとか、うっかりも当然あつたりとかするわけですがけれども、申告漏れ等の発見に有効ではないかなと考えるのです。適正、公正な課税をしなければならぬということですので、そういうことを検討してみてもどうかと思うのですが、先ほど他自治体の情報という話がありましたけれども、情報をどういうふうに把握しているのかな。というのは、実際にやっている自治体ありますよね。では、実際にやっている自治体がどれだけの効果を上げているのかというのを把握しているのかどうなのかということ、自治体の情報を収集ということをおっしゃるのであれば、ではどういう効果を上げているのかお聞かせください。

(税務課長) 現状、他自治体のその効果というところまでは、申し訳ありません、検証はしてありません。

以上です。

(矢島) では、今後収集して、もしその対応職員の関係とかそういうものがクリアできるのであれば、本市としてもそういう対応をしていく可能性はあるということでしょうか。

(税務課長) 先ほども、繰り返しの答弁になりますけれども、なかなか現行の組織体制や職員数で直ちに実施するということは難しいと考えておりますので、そこについては他自治体の取組状況ですとか、実施調査方法、実際効果的な把握方法ですとか、実際調査をしてみてもどのぐらい

の費用対効果があるのかとか、そういったことも含めて調査研究をしていきたいというふうに考えております。

(矢島) では、次です。

この固定資産税に関して、予算の見積りの仕方なのですけれども、令和8年度は多分評価替えの最終年度に当たるのではないかなと思います。言うまでもなく、固定資産については、一気に課税標準を上げて税金が上がるのを防ぐために負担調整率というのを設けていると思うのですけれども、では最終年度の予算を見込むに当たって本則課税になった物件について、全体の何%ぐらいあるのか。細かい数字なので、事前の通告はしていないので、分からなかったら、これやむを得ないのですけれども、もし分かるようでしたら、その数字を答弁いただきたいと思います。

(税務課長) 申し訳ありません。ちょっとそこは今控えておりません。申し訳ありません。

(矢島) では、次に41ページ、中ほどの国庫補助金の関係ですが、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の関係なのですけれども、この交付金の名称が生活支援に係る水道事業会計助成事業ということで、かなり具体的な名称がこの交付金の名称として上がっているのですけれども、なぜこんな具体的な名称なのか、例えば地方創生臨時交付金だけでもいいのではないかなと。この具体的な名称にした理由について伺います。

(総合政策課長) お答えいたします。

今回の国の交付金につきましては、1月の21日の臨時会でもご提案させていただきました。その今回の国の交付金につきましては、約10億300万円の限度額が出ておるのですけれども、そちらから今回、残予算というか、残った部分につきまして提案させていただいておりますけれども、今回の提案事業が水道の基本料金の4か月無料、この内容になってございますので、具体的な名称として記載をさせていただいたところでございます。

以上です。

(矢島) 交付金の申請をするときに具体的な名称で国のほうに上げたと

ということの答弁だったと思うのですけれども、国からこういうものに使ってくださいというような指示なりメニューなりとかというのは示されているのでしょうか。

（総合政策課長）お答えいたします。

今回の国の交付金に関しての国の通達の中で、10の推奨事業メニューということで、生活者支援、事業者支援それぞれ5つ、計10のメニューが示されております。今回の水道事業も含めて、こちらの事業の国から示された推奨事業というのは参考にさせていただきましたけれども、鴻巣市にとって、市民にとってどういう形でやるのが一番まちづくりに進むのか、そういった視点から事前に評価をした上で、いろいろと事業を選定させていただいたものでございます。

以上です。

（矢島）水道事業の免除に使うというのは別に全然いいと思います。広く多くの皆さんに行き渡るわけですから、それはそれでいいのですけれども、国が10のメニューを示しているというやり方というのは、国と地方の関係で地方分権が後退をしているというふうには感じませんか。もっとも各自自治体独自の利用の仕方というのがあるのではないかな。このままだと、10のメニューを示して、さあ、どれにするかというと、昔、分権の前のレストランのメニュー方式になってしまうと、地方分権が後退していくのではないかなというふうな、ちょっと受け止め方をされてしまうのではないかなと思うのですけれども、その辺の最近の例えば国の動向とかについて、どのような感想を持っているのか伺います。

（総合政策課長）お答えいたします。

委員ご指摘のとおり、少し前になりますが、平成12年にいわゆる地方分権の一括法という法律が施行されまして、これまで国、県、市町村というのが上下関係、主従関係という形で、昔ながらの国の言うことを、県の言うことをというようなことにかかなり縛られていたものが、いわゆる対等、協力という形で大きくその立ち位置が変わったという、非常に画期的な法律だったのかなというふうに思っております。その後、法律に基づきまして、いわゆる事務権限等が移譲されるなど、地方分権という

のは昔から比べるとかなり大きく広がってきたというふうに感じております。一方で、例えばなのですが、平成26年11月のまち・ひと・しごとの創生法、こちらが施行されまして、こちら国のほうから県と市町村が地方版の総合戦略を策定するように、法律で努力義務という形なのですが、規定をされております。こちらにつきましても、市町村が、地方自治体が計画を策定すれば、その内容につきまして交付金で支援しますというような形での国のバックアップとは言えるのですが、地方が決定すべきことは地方がやるのだという分権一括法の際のスタンスから若干変わってきているのかなというふうな印象がございます。今回の臨時交付金につきましても、申し上げたとおり、10の推奨メニューが示されております。こちらにつきましても、その通知の中では、地方自治体が自らの判断で、もっといい効果が上がるよというものについては、その理由を明らかにした場合には交付対象にしますというような形で明記はされておるのですが、こういったところは少し過去の地方分権がかなり拡大していた段階からは若干変わってきているのかなというふうな印象がございます。国が地方にこういうことをやってほしいというような期待とか希望を、市のほうは何か少しその方向で縛られているような印象もあるのですが、私どもとしますと、結果的に国の交付金を使って市民のための事業ができる、本市のまちづくりが進むのだと、こういうようなことであれば、本市のまちづくりの方向性と照らし合わせて、もしその方向に動くのであれば、こういった国の交付金等は積極的に使っていくと、そういう考え方でおります。

以上です。

（矢島）確かに短時間、緊急的に独自性を出して、国を説得するような事業をやっていくというのは非常に難しい。できたら10のメニューの中から抽出して申請したほうがやりやすい、全然いいとは思いますが、やむを得ないとは思っています。そういう中で、では本市が水道料金に充てたということについてなのですが、令和2年度から7回目になると思うのですが、水道会計というのは赤字に転落しそうだと、赤字に転落することが危惧されているから料金の値上げをするのだ、簡単に言うので

すよ、そういう説明を受けたと思います。水道料金を免除するということは、なかなか一般市民には、原資が国からの交付金であることといった認識が十分ではないのかな。市がもう独自で水道会計から全額負担していますよというようなイメージしかないのかなと。国からの交付金で賄っているのですよというのはなかなか理解をしてもらえない部分なのかなと思うのです。料金を免除できるのであれば、料金の値上げなんかする必要はないのではないかなというような議論というのはなかったのか。要は水道料金以外に何か充てる方法はないのかと先ほど質問したように、水道料金についてはそういう議論が起きなかったのか。でないと、これまでの水道の経営状況の説明等の整合が図れない。我々は、議会として水道の状況、経営状況等の説明も受けていますので、ある程度は理解できている部分もあるのですけれども、なかなか市民の方には分からない。予算措置をするほう、交付金の請求するほうとしては、そういった状況というのは検討の課題に上がらなかったのか伺います。水道料金に使うことについて否定をしているわけではなくて、どういう議論を経て水道料金に充てることになったのかということの説明いただきたく伺います。

（総合政策課長）お答えいたします。

今回の交付金を充当する事業を検討する際に、所管しております私ども総合政策課のほうで各提案事業の、例えば今回の水道に関しては、水道の部署等からのヒアリングを実施しております。そういった中で、委員ご指摘のような、料金改定を行う時期に免除を行うと、利用者の方からすると少し、どう受け止めがあるのだろうというようなお声はいただいたところでございます。しかしながら、今回の最終的な事業の選定に当たっては、水道の基本料金の減免、広く市民、事業者などの負担軽減につながると、そういったところを重視して最終決定したものでございます。

以上です。

（矢島）では、次に65ページ、一番下段のほうになります。ここに各基金の利子についての予算措置がされていますが、なかなかどのように運

用しているのかというのが分かりづらい。なかなか分からない。もちろん分かっている人もたくさんいるのかもしれませんが、なかなか分かりにくい部分もあるので、基金というものをどのように保管、管理をしているのか、どうやって運用しているのか、少し詳細に伺いたいと思います。

（参事兼会計課長）基金の管理、運用方法はということで、新預金利子、そちらとも併せて回答をさせていただきたいと思います。

まず、管理、保管の方法につきましては、基金及び歳計現金の管理、保管は、ペイオフ対策のため、利息のつかない決済用普通預金の通帳で管理、保管をしております。決済用普通預金とは、金融機関が破綻しても全額保護される預金です。また、基金につきましては、一部を債権として管理、保管しております。

続きまして、運用方法についてなのですが、令和8年度の基金につきましては、財政調整基金をはじめ、特別会計分も含む17基金を一括で管理し、債券と定期預金での運用を行う予定です。また、歳計現金については、定期預金での運用を予定しています。

以上です。

（矢島）一括運用に関しては、この一括運用のメリットについてお伺いします。

（参事兼会計課長）一括運用についてなのですが、個々の基金は不測の取崩しのリスクのほか、金額の小さな基金などでは運用が困難であるため、これを一括して集約し、基金全体で管理することで運用の効率を図るものです。

以上です。

（矢島）それでは、今後の市場動向についての見解と、本市の独自の運用方法だったりとか運用を工夫している点、この取組についてお伺いをします。

（参事兼会計課長）お答えいたします。

令和6年3月のマイナス金利の解除以降、定期預金の利率、債券の利回りは大きく上昇しています。しかしながら、いわゆる金融市場について

は、日銀の政策金利の動向、日々の国内外の政治や経済の動向など、様々なことが影響することから見ても、この状況が続くのかも含め、今後の動向を予測することは大変難しいと考えております。本市の公金管理運用基準では、公金の安全性及び流動性を確保した上で、最も効率的な管理運用を行うこととしております。公金元金の安全性を確保し、資金計画に基づいた支払いに対応できるよう、運用可能な期間を決定した上で、資金の流動性を確保した短期的な運用と安全性を重視しつつ、比較的高い利回りを確保できる長期的な運用を組み合わせた運用を行っております。先ほど市場の今後の動向を予測することは難しいと申し上げましたが、特に債券運用に関しましては購入する金融商品の選定や売却の適時を見極める際には市場の動向を参考にすることとなることから、日頃から市場の動向を注視しつつ、本市の公金管理運用基準を遵守した運用に取り組んでまいります。

以上です。

（矢島） それでは、71ページになります。上段部分の市税の延滞金ですけれども、この予算額が大きく半減している理由についてまず伺います。

（収税対策課長） 延滞金は、令和7年度の最新の収入済額を基に予算額を算出しましたが、前年度と比較して収入済額が大幅に減少していたことから、予算額も減少することになりました。延滞金の収入額は年々減少しており、令和6年度の市税延滞金収入額は1,014万1,140円で、前年度の令和5年度と比較して214万6,023円減少しました。平成29年度の約1億115万円を最高額として以降、令和2年度は若干の増加となりましたが、減少傾向となっております。延滞金の減少については、徴収強化により滞納整理が進んだこと、現年度の徴収率が高く収入未済額が少ないことで延滞金が発生するような案件が減少していることが要因と考えております。

以上です。

（矢島） 単純なことなのですが、令和8年度のこの予算では滞納繰越分については大きな変動というのは見込んではいない。個々には、個々の税目ごとには若干あるかもしれませんが、大きな変動は見

込んでいないわけで、要は滞納繰越分が大きな変化をしないのにどうして延滞金額が減るのか。この2つの相関関係がなかなか理解ができない。滞納額がそのままなのに延滞金だけが減るというのを、確かに大きな滞納されている税金の表現の仕方は適切かどうか分かりませんが、処理が済んだというのがあるのかもしれないけれども、この2つの相関関係がなかなか理解できない。これについてはどのように説明するのか伺います。

（収税対策課長）滞納繰越分と延滞金では、予算の算出方法が異なっており、延滞金は収入済額を基に試算しましたが、滞納繰越分は調定額を基に試算しております。延滞金は、収入済額が前年度と比較して大幅に減少していたため、予算額も半減となりましたが、滞納繰越分の調定額は前年度と比較してもあまり減少していなかったため、予算額も大きくは減少しませんでした。

また、滞納繰越分と延滞金の関係ですが、特に相関関係のようなものはありません。例えば年度間の減少率を見てみると、延滞金の減少率については、令和6年度と令和5年度決算額を比較するとマイナス18%である一方、滞納繰越分の減少率は令和6年度と令和5年度決算額の比較ではマイナス2%であり、減少率は一致しておらず、連動はしておりません。

以上です。

（矢島）算出の根拠が違うので、なかなか相関関係がと言われても難しい部分もあるかもしれないのですけれども、相関関係はあるのではないかなと思って、出た結果について別々な算出方法で数字を出しているので、これなかなか相関関係を説明するのは難しいのかなと思います。必ず相関関係はあるのではないかなって思うのです。もちろん予算を見込む上ではそういうようなやり方を今までずっとしてきたから、ここで大きく変えることはできないのかもしれないし、変える必要もあるのかどうなのかという議論から始めなければいけないので、そこまでは今求めませんが、何かの機会にその相関関係については確認する必要があるのではないかなと思います。見解を伺います。

(収税対策課長) 委員のご指摘のとおりかと思えます。滞納繰越分と延滞金との相関関係については、ちょっと今後の課題として調査研究してまいりたいと思えます。

以上です。

(何事か声あり)

(収税対策課長) すみません。矢島委員のご質問の中の換価の件数についてなのですが、すみません、資料のほうが見つかりまして。換価の件数については、令和6年度の実績になります。令和6年度の実績として902件となっております。差押えの件数と比較すると件数的には多くなっているのですが、これについては差押えをした年度が過年度のものも含めて6年度に換価したものの件数ということになりますので、902件ということになります。

以上です。

(委員長) よろしいですか。

(収税対策課長) 金額。あと換価の金額ですね。単価の金額については、ちょっとお待ちください。金額……

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時09分)

---

(開議 午後2時09分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(収税対策課長) 換価の金額なのですが、4,213万6,770円となります。

以上です。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時09分)

---

(開議 午後2時25分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(金子) それでは、令和8年の歳入、予算の歳入ということで、前年度

と比較とか内容等についてちょっと確認したいと思います。

初めに、20ページ、普通徴収の、これは個人の普通徴収のところですが、これに関しては、前年度と比較しますと、前年度または前々年度ということで考えると非常に毎年上がっているということで、市税増加していますけれども、この増加傾向の要因と、それとこの内容的なものとして、全体的な質問の中で、何か前年度は0.975の徴収率、これから今回は0.976と。これについては、根拠としては平均値ということで、大体このぐらいということでお出しして、この数字を上げたわけですが、この数字の妥当性とか今後についても、また極端に言えば景気が悪くなったりいろいろして情勢が変わって下がるのか、また0.975にするのかどうか、そういうものも含めまして、長期の見通しということで考えるとどのような感じになるのかということでお伺いいたします。

(税務課長) それでは、まず個人市民税の普通徴収のほうが増えている理由のほうから申し上げます。

まず、均等割につきましても、個人事業主ですとかフリーランスの増加、それから定年退職、中途退職者の増加に伴いまして、普通徴収となる対象者が増えているため、均等割のほうが増加をしていると考えております。一方の所得割につきましても、最低賃金の上昇ですとか賃上げのほか、企業業績の回復によりまして賞与等が増加したことなどによりまして所得割のほうが増えているというふうに考えております。

それから、徴収率のほうでございまして、こちらについては、単年度の変動に左右されず、安定的かつ合理的な収納見込みを算定するため、直近3か年の平均徴収率を採用しているものでありまして、妥当であると考えております。

以上です。

(金子) それでは、次ですけれども、次はやはり20ページの法人の関係でございまして、説明のときに一部業績悪化が見込まれる予想がされるというふうな業種があるということで、今年度、見てのとおり前年度に比べると非常に数字的に低く抑えてあるということでございます。

けれども、ただ法人的に見ると、企業数とかはこんなに景気が悪かったり、いろいろ動きはある中であまり変わっていないかなと思うのですけれども、1号法人から9号法人を見てみてもそのような状況で、多少数字的には動きがあるかと思えますけれども、そのような状況でございませうけれども、この増減についてはこのようなものが当然見込みとして推移が、予算額としては多くなったり少なくなったりするような傾向であるのかどうか、そちらについてお伺いいたします。

（税務課長）8年度の均等割の法人数につきましては、前年度比で16社増加の2,200社ということで見込んでおります。一方の所得割の法人数につきましては、前年度比17社増加の563社を見込んでおります。

以上です。

（金子）分かりました。

次ですけれども、次の固定資産税のところでございます。このところにつきましては、土地と家屋と償却資産ということで分かれておりますけれども、その合計ということ、それと滞納繰越分もございませうけれども、その中で大体同じぐらいだということでございますけれども、やはりここでも徴収率見ますと0.996ということで、この996という数字は同じ数字ということで、まず種別というか、種類によって違うのかどうか、逆に同じでいいのかどうか、そういうふうな算定の仕方についてどのように考えてこのような形で行われたのかお伺いいたします。

（税務課長）徴収率につきましては、それぞれの種別ごとではなくて、全体の徴収率ということで、3か年の平均のほうで積算をしております。以上です。

（金子）分かりました。

次でございます。23ページになりますけれども、22ページですね。こちらでいきますと22ページですけれども、これの現年課税課税分ということで、種別割のところでございますけれども、これも決算のときにもちょっとお話ししたかと思うのですけれども、その他ということで、やはり小型特殊とか、去年あたりは2,338台、今回が2,312台ということで、大分農耕用のは少なくなっているなど。そういうふうな傾向であるなど。

やっぱり第1次産業が結構厳しいなというのが分かりますけれども、その他ということで、その他については10台増えているのですけれども、その他の比較として考えると、その要因とかというのは何かあるのかどうか。

あと、全体的に見て、これが当然妥当だとは思いますが、数字的には若干増えています。増えているということは、ほかの軽4輪とか、乗用車等も増えているということで分かるわけなのですけれども、このような状況等をどのように考えているかお伺いいたします。

(税務課長) その他につきましては、フォークリフトですとか油圧ショベル等になりますので、事業でお使いになる方が増えているのかなというふうには考えております。

それから、軽自動車の種別割でございますけれども、令和8年度の登録台数につきましては、前年度比で468台増の3万8,470台を見込んでおります。こちらについては、登録台数は年々増加をしておりますので、これに伴いまして種別割のほうも年々増加傾向にあります。

以上です。

(金子) 分かりました。了解です。

それでは、次ですけれども、これも30ページですけれども、これについてはやはり決算のときでちょっとお話、確認したこともあるのですけれども、再度ですけれども、広告のモニター、民間のほうで市民課とかにモニターを配置されているということで、そのほうの設置使用料ということで、吹上が4万1,000円、川里が3万5,000円ということでございます。先ほどお話の中で、川里でしたっけ、川里が何か大きさが52インチとか……何かそういうのでちょっとそれも、何かインチ数のことをお話がありましたけれども、参考に吹上のほうもどうなのかなと。

それと、契約の方法です。

それと、あともう一点は、これをさらに……

(委員長) 一問一答なので、1問ずつで。

(金子) そうですか。分かりました。

(委員長) では、まず……

(金子) では、モニターの確認ということで、状況を確認いたします。

(委員長) では、答弁お願いいたします。

(吹上支所長(部長級)) 吹上支所の広告用モニターの大きさということなのですが、吹上支所では42インチ(令和8年3月10日開催政策総務常任委員会会議録P.1「50インチ」に発言訂正)となっております。以上です。

(川里支所長(副部長級)) 川里のほうなのですが、最初、平成26年の4月1日から42インチのもの、42型だったのですが、令和4年の6月から50型となっております。

以上です。

(金子) これ大きさによってというか、数字的にはあまり差はないと思うのですが、これについては同じ業者なのか、あと別の業者なのかということ……一問一答ですよね。

(委員長) はい。

(金子) ということでお伺いします。

(吹上支所長(部長級)) 吹上支所のモニターについては、長田広告株式会社となっております。こちらについては、吹上、川里、それから本庁舎も同じ業者となっております(令和8年3月10日開催政策総務常任委員会会議録P.1「吹上支所、川里支所を含め、市民課にて長田広告株式会社と協定を結んでおります」に発言訂正)。

以上です。

(金子) その民間の業者なののですが、これは1社だけで、それともまた競争みたいな形で、そういうふうな形で手挙げ方式か何かでほかの業者を募るとか、金額、そういうふうな形のことを検討されているのかどうかお伺いいたします。

(川里支所長(副部長級)) こちらにつきましては、全ての場所、特に川里などは窓口の壁にもう設置してあるものになっております。これを取り外すのにまた場合によっては費用がかかるということで、例年、毎年1年契約ということで、申し訳ございませんが、ずっと同じ業者になっております。(令和8年3月10日開催政策総務常任委員会会議録P.1 発

言訂正あり)

以上です。

(金子) そうしますと、今の川里さんの話ですと1年契約(令和8年3月10日開催政策総務常任委員会会議録P.1「協定」に発言訂正)、ということでもありますけれども、取り外しが面倒だとか、面倒というか、大変だと。ですから、ほかの業者は介在の、介入の余地がないとすれば、単年度でなくても3年ぐらいでもいいかなと思うのですけれども、その点とかは規定とか基準とかというのは何か設けたわけであるのでしょうか、お伺いいたします。

(川里支所長(副部長級)) こちらのほうにつきましては、お話しし忘れたのですが、市民課が取りまとめをしております。市民課が取りまとめをして、各、市民課、それと吹上支所、川里支所で契約をしているような形になっていますので、特に川里としては取決めはないような状況になっています。

以上です。

(金子) 承知しました。

それでは、物価対策のほうは、40ページは前、ほかの委員の方が質問されましたので、物価高騰対策についてのこれについてはちょっと今回行いません。

次、52ページです。52ページの結婚資金です。下のほうの行です。結婚新生活支援事業費補助金ということで、これについてもちょっと詳しく、前年とか今の状況を見据えてこのような形で予算立てはされたとは思いますが、これについてもちょっと詳しく内容的なものを、あと件数とかをお聞きいたします。

(総務部参事兼やさしさ支援課長) お答えいたします。

結婚新生活支援事業費補助金につきましては、市町村が新規に購入した世帯を対象に、婚姻に伴う新生活を経済的に支援する施策の実施を推進し、もって地域における少子化対策の推進に資することを目的とした埼玉県補助金となっております。市が実施しております結婚新生活支援補助金に対して交付され、補助金は3分の2となっております。令和

8年の予算額につきましては、過去の交付実績を考慮しまして、事業費を1,200万円とし、そのうち3分の2の800万円を計上しております。

過去の申請件数と金額を申し上げます。まず、過去3年間、令和4年度、43件で1,200万円、これは補助金というよりは事業費ですけれども、令和5年度、1,082万3,000円で45件です。令和6年度、1,226万2,000円で、こちらは43件です。今年度、令和7年度ですが、令和8年2月末で事業費645万2,000円で24件の申請を受けております。

以上でございます。

(金子) ただいまの令和4年度から6年度を見ていますと、それと本年度については若干少ないのかなと思うのですけれども、数字的に見ると今年、また去年に比べて上げていますよね。これについては、やっぱりそのような状況が想定されるということでその数字を出したのかと思うのですけれども、そのような何か要因というか、ポイント的なものというのは何かあるのかどうかお伺いいたします。条件として。理由ですね。

(総務部参事兼やさしさ支援課長) この事業費の算出につきましては、先ほどお話しさせていただきましたが、実績を考慮しまして、大体1,200万円程度で推移しているところもございますので、昨年度も同じ金額でしたけれども、今年度も同じような金額にさせていただいております。

以上でございます。

(金子) 次でございます。

60ページのやさしさ支援課さんの埼玉県消費者行政活性化補助金ということで、活性化のための補助金、この事業です。75万7,000円という数字でございますけれども、これのほうの活性化の内容と、それと成果、どういうふうに結びついているのかということで、何かちょっと単純に活性化というだけで考えると非常に難しいふうな事業かなと思うのですけれども、事業というか、に対する補助金かなと思うのですけれども、それについて少し詳しくお伺いいたします。

(総務部参事兼やさしさ支援課長) お答えいたします。

こちら埼玉県消費者行政活性化補助金につきまして、令和8年度で補助金申請を予定している内容につきましては、相談体制の強化を目的とした相談員の研修参加に関する経費と消費者の安全、安心の確保を目的とした職員出前講座や、消費生活パネル展などのイベント開催時に活用する啓発品や学校などに配布する啓発冊子に関する経費、自治会の回覧板を作成する経費などについて補助金の申請をしております。こちらに令和8年度の予算額につきましては、事業費総係費で151万4,000円の2分の1の75万7,000円を計上しております。委員のおっしゃったこの補助金に対する成果なのですけれども、こちらについては数字等なかなかちょっとお話しすることが難しいのですが、事業として出前講座とか、あと地域に……出張講座等をちょっと数多く行いながら消費者被害の防止について努めておりますので、なかなか成果というところがちょっとお答えづらいのですが、大変申し訳ございません。やっている事業については着実に、消費パネル展とかいろんなところでやっておりますので、成果は出ているものと捉えております。申し訳ございません。

（金子）了解いたしました。それこそ、私の質問ではないけれども、活性化、成果ということになると非常に数字的にも捉えにくい。ただ、これがあることがやっぱりいろんな参加者の参加率にも結びついているのかなと感じられました。分かりました。

次ですけれども、次の64ページのところで、これは資産管理課さんの土地貸付料、建物貸付料とか、この4項目です。これやはり前年度と比べてということで、数字が大きいのと小さいの動きがありますけれども、その中でちょっと1点はそれのほうの状況、まずそれをお聞きいたします。

（資産管理課長）貸付けの状況ということでよろしいでしょうか。

（金子）結構です。

（資産管理課長）状況については、例年どおり、土地の貸付け等も大きく変動等はないと考えています。建物についても、これも旧笠原小、常光小学校の一時的な貸付けなので、これはちょっと流動的かなというふうには考えております。水面貸付けについても、鴻巣カントリークラブ

に貸し付けている水面貸付けということですので、これは例年どおりと  
いった形になると。駐車場もそうです。これも職員の利用の状況にもよ  
るのですけれども、これも人が動くことはあるかと思うのですけれども、  
例年どおりの数字になってくるというふうに考えています。  
以上です。

（金子）分かりました。その中で、先ほどちょっと私の聞き間違いかも  
しれませんけれども、というか水面貸付料ですよ、鴻巣カントリーへ  
の。これが今年、何か数字でいいますと254万1,000円ということで、去  
年が何か360だったかなと思ったのですけれども、間違いだったらすみま  
せんのですけれども、360万6,000円だったかな。それと、ちょっと確認と  
いうことで。間違えましたらすみませんけれども、もし数字が変わっ  
ていれば、同じ水面貸付料であっても何かいろんな、例えば面積が変わ  
ったのかなとかいろいろ、水量が変わったのかとかそういうのも、暫定  
で、あと日数的なものが変わったのかとか、そういう理由があるかとは  
思うのですけれども、そちらの点について確認したいと思います。

（資産管理課長）水面貸付けに関しては、期間は1年ですし、面積も変  
わっていません。固定資産の評価が変わりまして、そのときの土地なの  
で1,000分の3.5になるのですけれども、評価が変わったことによる影響  
ということで大きく減になっているというところですよ。  
以上です。

（金子）それでは、次ですけれども、これも確認ですけれども、66ペー  
ジのところでは、ICT推進課のほうの物品の売払収入、科目だけとい  
うことで、まだこれはそのときによってということになるかと思うので  
すけれども、それとあと物品の売払い、こちらのほうはもう50というこ  
とで数字が出ていますけれども、こちらについてのこれからの動きとか  
内容的なものを確認したいと思います。

（ICT推進課長）お答えいたします。

来年度売却を予定している物品につきましては、例年同様、耐用年数が  
過ぎたデスクトップパソコン、ノートパソコンやサーバー類の機器とな  
っております。

以上です。

（委員長）続けて。

（資産管理課長）資産管理課でも、物品についてはメルカリに出品しようとしている先ほどの楽器であるとか、今まで使っていた家具類の、閉校した小学校とか旧吹上保健センターで使っていたものを売却することを考えています。

以上です。

（金子）了解です。

それでは、次ですけれども、74ページです。これは雑入のところですが、これのところの広報紙の広告掲載料についてです。こちらにつきましては、昨年が486という数字だったので、大分増えているかなと思うのですけれども、増えているというのはいいい傾向かなとは思いますが、これのほうの増の要因ということでちょっと説明お願いしたいと思います。

（市長政策室参事兼秘書課長）74ページ、広報紙広告掲載料の増額の要因でございますが、令和6年10月に広報紙のほうリニューアルを契機としまして、事業者からの申込みが増加をしていることなどから、令和6年度の決算額で申し上げますと604万5,000円の決算額となっております、当初想定しておりました予算額よりも決算額が上回っているような、6年度につきましてはそういった状況でございます。より現実的で安定的な予算とするためにも、令和8年度につきましては広報紙1冊当たり広告枠を33枠を基本としまして、1枠1万5,000円ですので、広告枠1冊33枠、12か月分ということで594万円の予算を計上したものでございます。

以上でございます。

（金子）分かりました。

それでは、ちょっとこれは先ほど説明があったので、その確認ということですが、最後に75ページのところですが、一番最後のところ、高圧線下補償代金ということで、これ何か新しい項目と私は思ってしまっただけですが、これ3年ごとということで先ほど説

明がありましたので、3年間のトータルの数字ということで、これについては3年ごとにもう見直している、見直しというか、延長ということで、また3年ごとに契約されるのかどうか。またそれについてもちょっと確認ということでお伺いいたします。

(資産管理課長) 委員のおっしゃられるとおり、3年ごとの見直しということで、東京電力パワーグリッド株式会社熊谷支社と結んでいるものになっております。

(金子) ちなみに、ちょっとこの場所と本数というか、分かればお聞きいたします。

(資産管理課長) 全部で土地としては9筆あるのですけれども、1か所が寺谷の自治会の集会所の敷地。寺谷のミニストップの近くの自治会集会所の辺りです。それから、総合体育館の敷地の中に6筆あります。それと、中央の……法務局があるところの、その都市計画課が持っているポケットパーク、そこに1か所あります。それから、上谷の都市計画課で管理している谷田緑地という、そちらにも1か所あります。

以上です。

(坂本) それでは、予算書の20ページ、21ページをお願いいたします。個人市民税の現年課税分の算出方法を伺います。

(税務課長) 令和8年度個人市民税の現年課税分における当初予算の収納率につきましては、決算収納率の直近3か年平均を用いて算定しており、普通徴収が97.6%、特別徴収は99.9%となっております。

以上です。

(坂本) 0.976と0.999を掛ける前の金額というのはどのように算定しているのか伺います。

(税務課長) 収納率につきましては、調定額に対して収納済額の要は割合ということで各年度の収納率を出しまして、その3か年の平均ということで今回収納率のほうを特別徴収については99.9、普通徴収については97.6%ということで算出をしております。

以上です。

(坂本) その掛ける前の数字、それがどのように出しているのかを伺い

ます。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 2 時 5 8 分)



(開議 午後 2 時 5 9 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(税務課長) 大変申し訳ありませんでした。個人市民税につきましては、前年中の所得金額を基に税額を算定することから、令和 8 年度の個人住民税につきましては令和 7 年の経済動向の影響を受けたものとなります。令和 7 年 12 月 26 日総務省発表の令和 8 年度地方財政対策の概要では、地方税は前年度比 5.2% の増加と見込んでおりますので、本市においても税率が上がる予測をしております。それから、厚生労働省が毎月発表をしております毎月勤労統計調査によりますと、令和 7 年度の現金給与総額につきましては、令和 7 年 1 月から 9 月までの平均が 2.2% の増加となっております。また、年金につきましては、令和 7 年 1 月に厚生労働省から令和 7 年度の年金は 1.9% 引き上げる旨の通知が出ております。そこで、これらの指標を参考に、増減率の設定を給与収入が 2.2%、年金収入が 1.9% の増ということで試算のほうを行っております。

以上です。

(坂本) 増加するというもののその前の大本の数字というのは、昨年度の予算ベースなのか、決算ベースなのか、その辺はどういうふうに行っているのか伺います。

(税務課長) こちらは、前年中の所得金額を基に税額のほうは算定をしております。

(坂本) ありがとうございます。

そうしましたらば、個人市民税と法人市民税の滞納繰越分の収納率の見込みというのはどのように考えているのか伺います。

(収税対策課長) 滞納繰越分の個人市民税と法人市民税の収納率の見込みということですね。まず、令和 8 年度の個人市民税の滞納繰越分における収納率は 25% で、法人市民税については 26% を見込んでおります。

当初予算を見積もるに当たって、過去3年分の平均を参考に、確実に収納可能な率を見込みまして予算計上をしております。

以上です。

(坂本) 25%と26%というその掛ける前の数字というのは、現在の滞納繰越分が幾らで、それに25%を掛けるとか、そういう計算方法だということによろしいですか。

(収税対策課長) 滞納繰越分の予算額については、令和7年の11月時点の調定額をベースとして計算しております。なので、その調定額をベースに8年度の調定見込額を試算をして、そこに先ほどの個人市民税であれば25%、法人市民税であれば26%を掛けた形で算出しております。

(坂本) ありがとうございます。

そうしましたらば、26ページのほうに移ります。26ページの地方消費税交付金、前任者の質問もありましたけれども、この見込額の算定方法とか根拠みたいなのはどのようになっているのか伺います。

(財務部参事兼財政課長) こちらの地方消費税交付金の算定根拠でございますが、国の令和8年度地方財政対策で示された伸び率、112.8%というのがございまして、そちらは本市の令和7年度当初予算額の25億5,000万円に乗じて算出しております。

以上です。

(坂本) これ前任者でもあったのですけれども、食品の減税になったりとかすると変化があるような答弁だったと思うのですが、それ以外にも物価高とか消費動向の影響というのをどのように見込んでいるのか、分かれば伺いたいです。

(財務部参事兼財政課長) 物価高や消費動向についてですが、近年、円安による輸入コストの増大ですとか、エネルギー原材料価格の高騰、人手不足に伴う人件費の上昇などにより物価上昇が続いておりました。国が公表している消費者物価指数によりますと、令和7年の年間平均で前年比3.2%の上昇、総合指数は2020年を100とした場合に111.9となっているなど、物価上昇に伴い消費税収入も伸びている状況です。また、消費動向調査の令和8年2月実施分によりますと、消費者態度指数が平成

31年4月以来の高い水準となりまして、消費者マインドの基調判断について改善に向けた動きが見られるとの表現に上方修正されております。今後も物価の緩やかな上昇と消費動向の改善が進展していくことが予想されているということもありまして、国の地方財政対策においても前年度比112.8%と大きな伸びを見込んだものと考えております。

以上です。

(坂本) 分かりました。

そうしましたらば、28ページをお願いいたします。普通交付税のところなのですが、すみません、前年がどうだったかちょっと把握していなくて、前年と比較した増減額と、また今回のこの交付税の算定要因、方法がどうだったのか伺います。

(財務部参事兼財政課長) 普通交付税の予算額の前年度比といたしましては、前年度より9億6,500万円増の78億8,500万円となっております。この金額の算定方法の部分につきまして具体的に申し上げますと、令和8年度の当初予算の算定に当たりましては、令和7年度の普通交付税の当初算定額から公債費に係る基準財政需要額を除いた額に対しまして、国が示します地方財政対策によります伸び率106.5%を見込んだ上で、令和8年度算定におきます合併特例債及び臨時財政対策債の償還に係る公債費への算入額の減額分を見込んだ公債費に係る基準財政需要額をそこに合算することで、合わせまして結果的に78億8,500万円になるものと見込んだものでございます。

以上です。

(坂本) この交付税については、国の制度の変更とかによる影響というのがあるのか伺います。

(財務部参事兼財政課長) 国の令和8年度地方財政対策の中では大幅な制度変更については示されておりませんが、物価高、管工事への価格転嫁への対応及び給与改定に要する地方財源のための増額ですとか臨時財政対策債の償還に資するために、新たに臨時財政対策債償還基金費、仮称でございませけれども、こちらが計上されておりまして、こちらが計上されているというところが主な変更点となっております。

以上です。

（坂本）分かりました。歳入の構造を見ると、普通交付税など依存財源の割合が高いと感じておりますけれども、自主財源比率についての市の認識を伺います。

（財務部参事兼財政課長）自主財源につきましては、本市が自らの課税権や財産を活用して確保する収入でございまして、代表的なものとして市税、使用料、手数料、財産収入等があり、これらは自治体の財政運営における自主性を支える重要な財源となっております。一方で、依存財源につきましては、国や県などからの交付により決定される財源でありまして、地方交付税、国、県支出金、地方債などが該当し、歳入の安定性を確保する役割を持っております。令和6年度決算における本市の歳入構造でございますが、自主財源が44.2%、依存財源が55.8%となっております。これに対しまして、埼玉県内市町村の平均が自主財源が50.8%、依存財源が49.2%となっており、本市は県平均に比べて自主財源がやや低く、依存財源の割合が高い状況となっております。主な要因としましては、普通交付税が基準財政需要額から基準財政収入額を差し引くことで算定されるという仕組みによりまして、市税などの自主財源の割合が低い自治体では相対的に依存財源の割合が高くなる傾向となっております。近年、社会保障費の増加や地域課題の多様化が進む中、地方交付税をはじめとした依存財源の役割は依然として大きい状況となっておりますが、同時に自主財源の確保は持続可能な財政運営に向けて極めて重要な課題であると認識しております。今後も自主財源の積極的な確保に努めるとともに、補助金や交付税措置のある有利な地方債などを最大限活用するなど、バランスの取れた財政構造を維持してまいりたいと考えております。

以上です。

（坂本）分かりました。

66ページに行きます。ふるさと寄附金ということで、見込額の算定根拠を伺います。

（総合政策課長）令和8年度予算の見込額の算定根拠はということでお

答えいたします。

こちらにつきましては、令和6年度の寄附の受入れ実績、また今年度の受入れ実績といたしまして、直近の2月末現在で約7,300万円、こういったことになっている状況を踏まえまして、寄附受入額を1億円、寄附の件数を4,000万円と見込んで関係予算のほうを計上させていただいたものです。

以上です。

(坂本) これは減額になっているのだけれども、寄附額増額のための具体的な取組があれば伺います。

(総合政策課長) お答えいたします。

こちらにつきましては、いろんな事業者に協力をいただく必要があるのかなというふうに考えておりまして、その方法としまして、商工会のほうにお願いをいたしまして、商工会に加盟する全事業者にふるさと納税の活用についてお願いするような文書のほうを発送、また地場産品基準も厳しくなっていることから、市内の農産物に関してはそちらに引っかかりませんので、2つ鴻巣市内にJAございますので、そういったところに協力を依頼をしてみたい。また、今回の直近の寄附が少し減っておる状況が、物価高騰の影響もあって日用品とか、トイレットペーパーや一般的な食材への人気が高まっているのかなというふうに分析しておりまして、本市としまして返礼品のラインナップの見直し、拡充、具体的には特徴的な産品として川幅うどんとか川幅せんべいというのはラインナップに載せておるのですけれども、より日常的に使うような普通のうどん、煎餅、こういったものも返礼品としてぜひラインナップに加えてみたいというふうに考えております。

以上です。

(坂本) それから、その下の企業版ふるさと寄附金ということで、その獲得に向けた取組があれば伺います。

(総合政策課長) 続いて、企業版ふるさと納税の寄附受入れ拡大ということでお答えをいたします。

こちらにつきましては、今現在、鴻巣市と企業版ふるさと納税を希望す

る企業をつなぐようなマッチング支援業務委託、こちらを3社と契約を締結いたしまして、7年度につきましてはその契約の中から1件寄附をいただいております。また、市のホームページでのPRはもちろんですが、国、県のホームページにも本市の取組を掲載していただくことで情報発信をしております。また、国、県の主催で事業者とのマッチング交流会が開かれるケースもございますので、こういった際には積極的に参加して市の取組をPRしているところでございます。

以上です。

(坂本) 80ページに移ります。吹上地域保育園等整備事業債、それから道の駅整備事業債ということで、2つ大型事業が予定され、幾つか予定されております、大型事業が。特に道の駅整備事業債について総事業費と今後の財政負担について伺います。

(財務部参事兼財政課長) 道の駅整備事業の総事業費についてでございますが、本事業の中心となります直売所や飲食施設などを備えた地域振興施設の建築工事や、駐車場や調整池などの整備を行う土木工事等を実施するために、令和7年度当初予算におきまして総額で約50億2,900万円の継続費を設定したところでございます。このほか、令和8年度当初予算におきまして債務負担行為を新規計上しております厨房機器購入に係る約7,600万円を含めて各種備品の調達を予定しているほか、歳出予算に計上しておりますアクセス道路築造工事の約8,500万円を含めて北鴻巣駅入り口の交差点から道の駅に至るアクセス道路の整備も現在進捗中となっております。今後の財政負担につきましては、財源を確保していく上で国の補助金等の積極的な活用が必要不可欠であることから、継続費におきまして地域未来交付金の地域未来推進型としまして計10億円の活用を見込んでいるほか、一般補助施設整備等事業債や地域活性化事業債などの地方債、そして合併振興基金などを活用していく予定としており、引き続きまして財源の確保を図るとともに、事業内容の精査を行いながら、財政運営に支障のないよう調整してまいりたいと考えております。

以上です。

(坂本) 最後に、大型事業が今2つほど上げられますけれども、その大

型事業の財政状況を踏まえた優先順位の考え方について、あれば伺います。

(財務部参事兼財政課長)本市では、次年度の予算編成に当たりまして、限られた財源を効果的、効率的に配分するため、三役や部長級職員による政策調整ヒアリングを実施しております。令和8年度当初予算編成に向けては、政策調整ヒアリングに先立ち、まちづくり市民アンケートにより把握した市民ニーズや行政評価による成果指標の動向など、客観的なデータを基に令和8年度の市政運営の方向性を示すとともに、経常収支比率や財政調整基金残高等の現在の状況や今後の見通しなど、本市の財政状況についての認識の共有を図りました。これらを踏まえまして、政策調整ヒアリングにおきまして、実施計画に掲げた大型事業をはじめ、新規事業や主要事業について事業の優先度等の検討を行い、その結果、扶助費等の義務的経費や、物件費や補助費等の各種経常的経費の所要額を確保しつつ、道の駅整備事業や吹上地域保育園等新設整備事業などの大型事業に対しても重点的、効果的に予算配分を行っております。

以上です。

(委員長)ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長)以上で質疑を終結いたします。

本日の審査はこの程度にとどめ、散会いたします。

明日は午前9時から開会いたしますので、よろしく願いいたします。

本日は大変お疲れさまでした。

(散会 午後3時20分)